

令和5年12月1日

令和5年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

令和5年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和5年12月1日（金）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 31名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久	
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
副 町 長 上田 隆	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山 信幸	
教 育 長 古橋 重和	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田 武司	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部 総括理事	辻里 光則
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長	松井 清幸	都市整備部理事	吉田 一誠
都市整備部長	奥 和平	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田 圭介
教 育 次 長 小川 正純			

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

7番 道 工 晴 久 8番 谷 地 泰 平

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

7番、道工晴久君、8番、谷地泰平君、以上の2名の方をお願いします。

○竹原伸晃議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和5年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会には、何かとご多忙の中にもかわりませず、ご出席賜り、心より御礼を申し上げます。

師走を迎え、本年も残すところわずかとなってまいりました。本年5月8日には、これまで私たちの日常生活に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが変更され、ポストコロナの新たな時代が始まった年であります。

一方で、世界情勢などの影響により、食料品、電気・ガスなど、私たちの生活に身近な物の価

格が高騰するなど、新たな課題にも直面した年であります。

そのような中、岬町では働く世代を対象とした1人につき5,000円分の商品券の配布事業や電気・ガス・食料品等の価格高騰により厳しい状況に置かれている低所得世帯に対する3万円の給付事業、また、小中学校給食費の50%減額や町内事業者に対する5万円給付など、住民の皆様、事業者の皆様に寄り添った取組に努めてまいりました。

今後におきましても、行財政改革に努めるとともに、住民の皆様に寄り添い、負担を少しでも軽減できるよう、最大限の施策に取り組んでまいります。

さて、本年も11月5日をもちまして、深日洲本ライナーの運航が無事終了いたしました。今年度は5月3日から土・日・祝日の運航でありましたが、合計9,487人うち自転車1,056台とたくさんの方に乗船いただきました。1日当たりの乗船者数では約155人と、平成29年度からの7年間で過去最高を記録しました。

来年は、これまで運航実績のない春季の3月16日から運航を再開する予定です。

今後、令和7年に開催予定の大阪関西万博の開催日が迫ってきている中、本町が推進する海上交通を活用した広域観光の推進や新たなみさき公園の整備に対しまして大きな期待が寄せられているところです。

議会の皆様におかれましては、これらの事業の推進に当たりましては、引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案を申し上げます議案につきましては、令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてなど、補正予算についてが5件、岬町立アップル館の指定管理者の指定についてが1件、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが2件、以上、議案8件でございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○竹原伸晃議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

○竹原伸晃議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。なお、登壇者につきまして、発言が聞き取りにくいとの意見がありますので、マスクを外した上で発言をすることといたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま、議長より発言のお許しをいただきました瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初は、岬町の将来を決定することに重要な役割を出す行財政集中改革プランについてであります。

本町では、平成28年から令和2年にかけて、第3次集中改革プランが実行されました。この第3次集中改革プランの成果について、経常収支比率及び実質公債費比率などの指標から、その成果をご答弁よろしくお願ひいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

直近の行財政集中改革計画であります第3次集中改革プランにつきましては、計画期間が平成28年度から令和2年度の5年間となっております。

本プランへの取組による改革効果につきましては、目標を上回る効果額を捻出することができ、プランに掲げられた二つの基本目標であります中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立と、財政構造の弾力性の回復については、共に目標をおおむね達成することができたと考えております。

議員ご質問の経常収支比率と実質公債費比率について、第3次集中改革プランの計画年度中の推移についてご説明をさせていただきます。

まず、経常収支比率は、人件費、公債費、扶助費の義務的経費を含む経常経費充当一般財源に対しまして、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入である一般財源がどの程度、充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を測定する指標でございます。

経常収支比率の推移につきましては、プラン初年度の平成28年度は96.9%、平成29年度は96.2%、平成30年度は95.7%、令和元年度は95.3%、最終年度であります令和2年度につきましては94.9%と、類似団体と比較しますと、依然として高い水準にあるものの、改善傾向となっております、計画期間中に2ポイントの改善を図ることができました。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます、借入金返済に係る資金繰りの危険度を示す指標でございます。

実質公債費比率の推移につきましては、プラン初年度の平成28年度は14.7%、平成29年度は13.5%、平成30年度は12.4%、令和元年度は11.3%、最終年度の令和2年度につきましては10.6%と、こちらのほうも類似団体と比べまして高い水準にあるものの、

改善傾向となっております、計画期間中に4.1ポイントの改善を図ることができました。

このように、経常収支比率、実質公債費比率のいずれの指標とも改善傾向にあり、改革の取組の成果であると考えてございます。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 いずれの指標とも改善傾向にございまして、改革の取組の成果であることはよく分かりました。

それでは、次にこれから取り組まれます、これ、本当に大事だと思っているんです。岬町の将来を左右する第4次集中プランの方向性について教えていただけますでしょうか。ご答弁よろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にご答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、第3次集中改革プランにつきましては、目標をおおむね達成することができたと考えておりますが、その一方では、改革効果額の多くがふるさと納税に起因するところが大きく、個別の改革項目につきましても、目標から未達となっている項目もございました。

また、学識経験者を初め、様々な分野の委員から構成されております行財政改革懇談会からも、今後の行財政改革の取組について、健全な財政運営のために、新型コロナウイルスや少子高齢化の影響など社会経済の変化に適切に対応し、加えて第5次総合計画における実施計画の財政的裏付けとして、持続可能で安定した財政基盤や組織の構築化を目指し、新たな行財政集中改革計画を策定する必要があるとの答申を受けまして、今般、第4次集中改革プランの策定をするものでございます。

第4次集中改革プランは、計画期間を令和6年度から10年度までの5か年を見据えた計画とし、基本目標につきましては、前プランから引き続き、中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立と財政構造の弾力性の回復、この二つを掲げてございます。

本町は、これまで第1次集中改革プランから第3次集中改革プランまで3回にわたる行財政改革に取り組み、その成果によりまして、令和3年度には住民の皆様の負担が長期に及んでおりました固定資産の超過課税を撤廃することができました。しかし、本町は、高齢化による社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費などの増加が見込まれ、依然として非常に厳しい状況下にあることから、引き続き行財政改革を進める必要がございます。改革に取り組むことで、本町が将来にわたって持続可能な行財政運営を目指したいと考えてございます。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 第4次集中改革プランの答弁を聞いていますと、本町の高齢化による社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費等の増加など、依然として厳しい状況下にある中、長年の課題であった固定資産の超過課税を撤廃されましたことは、田代町長を初め、財政政策にご尽力されました皆様方に敬意を表したいと思います。しかし、まだまだ厳しい状況の中、財政運営を行う必要があることを鑑み、この件につきましては、メールを送り続けたいと思います。

以上で、第4次集中プランに関しましての質問は終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。次の質問は、町民体育館及び各小学校体育館の空調設備使用料についてでございます。

まず最初に、町民体育館及び各小学校の空調施設使用料の現状をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

小学校体育館の空調設備、町民体育館の空調設備につきましては、小学校の体育館は令和3年度、町民体育館は令和4年度に設置工事を完了し、それぞれ4月からご利用いただいております。

空調設備を使用している団体は、そのほとんどが社会教育団体で、令和4年度は淡輪小学校、年間使用時間29時間、2万9,000円、深日小学校0.5時間、500円、多奈川小学校30時間、3万円です。いずれの小学校も使用料が発生しているのは、6月から9月までの夏季期間のみの使用となっています。

令和5年度10月までの使用料は、淡輪小学校年使用時間50時間、5万円、深日小学校0時間、多奈川小学校58時間、5万8,000円、町民体育館133時間、13万3,000円です。使用期間は、令和4年度と同様、夏季期間中となっております。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 使用料の状況はよく分かりました。

昨今の夏は酷暑が続きまして、熱中症対策も大変重要となってきております。子どもたちへの熱中症対策といたしまして、スポーツ少年団を始めとする社会教育団体などに対し、空調使用料の減免もしくは軽減対策はいかがお考えになられますでしょうか。この問題についてお伺いいたします。ご答弁よろしくをお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 各施設の空調コスト試算は、各小学校、町民体育館とも1時間当たり1,676円です。現在の空調使用料は、岬町立学校施設運動場空調設備に係る実費の徴収及び岬町立町民

体育館空調設備の利用に係る実費の徴収に関する要綱を定め、各施設とも30分500円としており、比較的安価にご利用いただいております。

それ以外の社会教育施設の空調使用料は、岬町スポーツ広場体育館は2台設置し、それぞれ1時間100円、文化センター集会室は30分100円、淡輪公民館講堂は3台設置し、それぞれの容量によって1時間300円、400円、500円、岬の歴史館は3台設置し、それぞれ1時間100円となっています。

社会教育団体は、スポーツ少年団、体育協会を初め、5団体ございますが、本町といたしましては、それぞれの運営状況に合わせて必要な支援を行っております。また、社会教育施設をご利用いただいております各団体数は48団体であり、施設使用料の半額減免を行うことで、団体の円滑な運営のサポートを行っています。

空調の使用に当たりましては、社会教育施設それぞれに使用料金の違いがあることから、今後、規模、容量等を精査し、使用料の標準化を検討してまいります。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 このまま酷暑がずっと続くということを仮定されまして、今後、規模、容量等を精査し、使用料の標準化を検討していただけるということでございますので、引き続きご検討のほど、強く要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 おはようございます。自由民主党、自民岬の奥野 学です。

これから、令和5年12月定例会における一般質問を行います。

まず、1点目の質問は、岬町の最重要課題であります新たなみさき公園計画の進捗はどうなっているのかを通告させていただきました。

令和5年9月議会の中原議員からの一般質問でお聞きになられていた公園計画の変更に伴う協議について、時間を要しているとのことでありましたが、その後の進捗はどうかお聞きするために、11月8日に一般質問の通告をさせていただきました。その後、11月24日開催の全員協議会で、PFI事業者との協議に進展があったことについて説明を受け、12月22日の議会最終日には、事業者、株式会社ARKLEから変更内容の詳細説明を予定しているとお聞きしましたが、工事着工や年次計画などは公表されるのか、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えをいたします。

見直し中の公園計画の変更協議につきましては、11月24日開催の全員協議会でご説明をさせていただきましたとおり、PFI事業者との協議が整ったところでございます。ただし、見直しされた公園計画の中身につきましては、PFI事業者から議会議員の皆様にご理解を得ることは重要であると考えておられ、今後も引き続きご理解、ご支援を賜るためにも、自分たち自身の提案は自分たちが主体となって説明すべきと考えているとのことであり、12月22日の議会最終日をめどに、PFI事業者から議会議員の皆様への説明会を調整しているところとなっておりますので、計画の内容に対するご質問につきましては、その機会にPFI事業者に直接お聞きしていただきましたらと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

なお、ただいまご質問のあった工事着工時期や年次計画につきましては、事前にPFI事業者から議員からご質問したいということがあったというふうに申しておくようにしますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいま吉田理事からご答弁をいただきましたが、今回の一般質問でも、工事着工はいつからなのか、年次計画はどうなっているのか、明確な答弁をいただけませんでした。

本日、傍聴にお越しいただいた住民の皆様には大変申し訳ございません。

私も、今回こそはいろいろと公表していただけるものと信じ、通告をさせていただきましたが、去る11月24日の全員協議会において、担当課から我々議員に対して事前に口頭による説明がなされました。

先ほどの吉田理事からは、令和5年11月24日の全員協議会での議会に対しての説明の内容が全くお話しいただけませんでしたので、私が当日、メモを取った範囲で補足させていただきます。

今回の新たなみさき公園計画概要については、我々議会に対して、令和4年10月21日に事業者、株式会社ArkLEから直接説明があり、令和5年1月に開催された“協働のみさき”の集いの中においてArkLEの代表からご挨拶があり、皆様にご支援とご協力をお願いをされました。

また、田代町長の毎年行われている令和5年5月のタウンミーティングでも、本事業の進捗状況の報告がありました。しかし、その後、住民の皆様、我々議会に対しても全く説明がなく、前回の9月定例会で中原議員から一般質問をしていただきましたが、明快な答弁がなく、中原議員から慎重に進めてくださいと指摘をいただいたとのことでありました。

そこで、公園計画の見直しに際し、多大な時間を要した主な要因の2点について説明がありま

した。

1点目は、現行計画より充実した計画内容とするため、海外で動物園運営のノウハウを有し、成功を収めている事業者との連携を取り、この事業者からの提案内容を現行計画に反映させるため、作業に時間がかかったとの説明がありました。

そして、2点目は、特に建設資材の高騰及び人材不足による人材確保が想定以上に厳しく、公園計画の見直しに時間を要したとの説明もありました。

この2点が見直しに時間がかかった要因であるようであります。

そして、みさき公園駅から海岸線までの無料で利用できるパブリックエリアについては、事業契約に定めるとおり、岬町より令和6年4月の開園を強く求められたようです。そして、PFI事業者からパブリックエリアの暫定開園計画書が提出され、担当課としては、この計画内容で進めていくとのことでありました。

そして、最後にPFI事業者から直接説明を本12月定例会最終日、12月22日、議会終了後の全員協議会において説明会を開催する予定で調整しているとのことでありました。ですので、本日傍聴にお越しいただいている住民の皆様も、時間のご都合がつけば、開催時間がはっきりしませんけれども、ぜひ傍聴にお越しいただき、事業者からの説明の生の声をお聞きいただきたいと思っております。

次に、田代町長にお聞きいたします。

関西空港に再び、インバウンドで多くの外国人が来られています。日本のランドマークとなるように望むところでありますが、町長の今の思いはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほどの吉田理事の補足をさせていただきますと、奥野議員に今までの過去の経過を説明していただきました。後れをとっていることは間違いないと思っております。それも奥野議員がおっしゃるように、今の経済状況の中で、物価高騰、そして事業者の任期の問題、そういった企業の中で、なかなか事業が前へ進まない、また事業費等による採算性の問題、そういったことについて見直しをされて、手間暇かかっているというように報告は受けております。ただ、具体的にこういってところがこうだということは、あくまで私どもはPFI事業として事業者にお任せをしていますので、その範囲内で、行政としては調整、また協議をやっているということだけご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、先ほど申し上げましたとおり、この最終日の22日には、事業者から直接、議会の皆

さん方にご説明をするというふうに聞いております。

それから、もう1点、令和6年4月の開設に向けて、とりあえずパブリックコースの部分は暫定オープンをしてほしいということの中で、今、町が強く求めたというお言葉があったように思うんですけども、当初からこれは令和6年4月にパブリックコースをオープンしていくということを社長が直に議会の皆さん方にも、また連合会の区長さん方にも説明をされておりますし、それを受けて、私はタウンミーティングでその旨をお伝えしたということでもありますので、ご理解賜りたいと思います。

そして、ご質問の関西空港に再びインバウンドの多くの外国人が来られる、日本のランドマークになるように望むところであるけども、町長の思いはどうかということであろうと思いますので、お答えをさせていただきます。

新たなみさき公園については、過去の経緯については時間もありますので申し上げませんが、いろいろ南海さんと調整をした中で、最終的には岬町がそれを受けてやっていこうということで、結果的には、岬町が主体になってみさき公園事業を今後、引き続きやっていくということからスタートしております。大きなプロジェクトでありますので、なかなか思うようにはいかないと思いますけども、私としては、今後、にぎわいの交流の拠点になるように考えております。

今までは、やはり岬町は大阪府のどこやねん、最南端の岬町ですねと、こう言っても、なかなか理解はしにくかったと思うんですけども、みさき公園があるときには、岬町と言えばみさき公園、みさき公園と言ったら岬町というぐらいの、議員がおっしゃるように、ランドマークではなかったかと思いますが、それほどみさき公園の知名度は高かったと思っております。

今回もそのように、新たなみさき公園については、やはり外国からの今までのお客さん、また日本国内にない、そういった動植物園を作るわけですから、これが一つの、国内からもたくさんのお客さんに来ていただき、また世界の、言わばインバウンドのお客さんもみさき公園に訪れていただけるような公園を作っていたいただきたいなど、このように期待をしているところであります。

日本のランドマークになるようなという大層なことはできないかも分かりませんが、唯一、国内にこれが出来上がった場合は、一つしかないわけなんですよね。世界にもそう多くの施設があるわけではなくて、現在、シンガポールの動物園と提携をされて、一緒に事業計画をやっておるということも聞き及んでおりますので、そうすると、やはり世界に誇る、また日本国内にも誇る新たなみさき公園としての、言わばランドマークになるんじゃないかなと、このように期待をしておりますので、ご理解をしていただき、いましばらく時間はかかりますけども、順次、暫定的に計画を、ちゃんと協議をしながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 12月22日の12月定例会最終日終了後、PFI事業者、ArkLEより説明を受け、詳細について確認させていただきますので、新しいみさき公園計画についての質問はこれで終わります。

続いて、2点目の質問は、深日漁港ふれあい広場の大阪府から岬町に向けての移管の進捗についてお尋ねいたします。

この件については、令和5年3月定例会、一般質問においても質問させていただいております。前回の質問時の答弁で、平成30年9月、台風21号のときに発生したふれあい広場付近の施設道路が冠水した件につき、大阪府水産課より潮位などを調査をするとのことでありましたが、その結果はどのようになりましたか。お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

今までの一般質問で答弁を行ってきたとおり、平成30年9月の道路冠水について、大阪府水産課長は潮位などを再度確認するとともに、令和5年度中には必ず何かしらの検討案を町に提示して、早期に問題を解決していく決意を町長に対して示されております。

今年度に入り、大阪府水産課は、令和5年8月に調査会社と委託契約を締結しております。現地の測量と道路冠水の原因究明及び当時の雨量、潮位などの気象条件の再検証を実施していると聞いております。現在は、その調査をおおむね完了し、調査結果を基に道路冠水の対策を大阪府の水産課において検討しているところと聞いております。

本町としましても、水産課と協議を重ね、できるだけ早く問題解決に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの奥部長の答弁によりますと、現在までには調査が完了していますが、まだこの段階では報告ができないというような答弁でありました。今後の道路冠水対策を検討中とのことでありました。この件についても、来年3月議会で改めて再確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、3点目の質問は、今後の岬町農業対策全般についてお尋ねいたします。

まず、令和5年4月の農地法改正の主な点はどのようなものか、お示しいただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの奥野議員のご質問にお答えいたします。

農地法につきましては、平成21年に抜本的な改正が行われておりまして、一般法人の貸借での参入規制が緩和されるなど、限りある我が国の農地を有効活用できるよう大幅な見直しがされていきました。また、今回の令和5年4月1日から施行されました農地法の一部改正は、農地法第3条の農地の権利取得の一部改正でございまして、農地の取得の際、要件の一つであった下限面積要件の廃止が主たる改正内容となっております。

下限面積要件とは、これまでの農地法では、農地の権利取得をしようとする者は、その権利の取得後において、合計面積が一定以上の農地面積に達しなければならないとされており、本町では、20アール以上の面積が必要でした。しかし、今回の改正によりまして、この要件が廃止されたということになります。

改正理由といたしましては、農業者の減少及び高齢化が加速する中、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規に参入する人を地域内外から取り込み、農地等の利用を促進する観点から改正されたものでございます。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 そして、この農地法改正により、農家ではない一般の人が農地の売買や耕作ができることになるのか、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

下限面積の要件というものは廃止されましたが、農地を取得する場合には、他の要件もございます。他の要件と言いますのは、購入等をされた農地を全て効率的に利用されているか、これは全部効率利用要件と言いますが、それや、必要な農作業に常時従事されているか、これは農作業常時従事要件と言いまして、年150日以上とされております。こういった要件がございます。これらの要件を全て満たすと見込まれる者について、農地の取得や貸借等が認められることとなります。

なお、今回の下限面積要件の廃止によって、農地取得の許可が下りやすくなったと言われておりまして、兼業農家や小規模の新規就農希望者が小規模の面積の農地を購入できるようになり、多様化する農家のニーズへの対応ができることから、農業人口の増加が期待されているところとなっております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 最近、深日地区においても、休耕田を借りて、専業でニラ栽培や、また町内の20歳代の青年が専業で野菜作りを始められております。このように耕作していただくことにより、休耕田対策となるわけでございます。今後も、町内外にPRして、町内で耕作してもらえる対策を十分検討いただきたいと思います。

そして、先日、岬だより11月号の記事で、令和6年6月2日任期満了に伴う農業委員会委員の募集の記事を見ました。今回の農業委員の選出方法と最近の農業委員の活動状況をお教えください。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えをいたします。

農業委員の任期は3年となっております、任期を迎えますことから、岬だより11月号で募集をさせていただいているところとなっております。

そして、ご質問の農業委員の選出につきましては、平成28年の農業委員会法改正により、選挙による選出から、町長が議会の同意を得て任命することとなっております、現在は改正された制度により農業委員の選出を行っているものとなっております。

農業委員の任命に当たりましては、評価委員会を設置し、推薦または応募のあった方について、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適正に行うことができる方であるか等の評価を行っております。

次に、農業委員の主な活動でございますが、農地の利用状況調査、農地パトロールと呼ばれているものですが、そのほか、農業に意欲のある方を増やすため、道の駅みさきの指定管理者と共催で行っております農家支援講習会の開催、新規就農を希望する借り手と遊休地の活用に関する貸し手のマッチング、新規就農者への耕作指導など、遊休農地の発生防止や新規就農者の支援等を行い、現農業委員の方におかれまして、農地の最適化活動に前向きに取り組んでいただいているところとなっております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁で、今回の農業委員の改選、活動状況をいろいろとお示しいただきました。しかし、旧態依然として昔のままで、全く私は進歩がないように感じております。

11月初旬、町内全般に黄色い花が一面に咲いております。セイタカアワダチソウです。花粉症の原因であります。

そこで、改めて私なりに調査してみると、農業委員というのは、一般的な農業委員と土地利用

最適化推進委員があるようです。しかし、岬町農業委員会では一本化しているようであります。他市町村では、農地利用適正化交付金を利用して、能率給に成果実績に応じた報酬を加算支給して、いろいろな推進活動をしているようであります。

来年6月の改選後、農業委員会改革をし、目の前の農業対策について真剣に活動に取り組んでいただける委員の任命をお願いしたいと考えております。

本日の私の一般質問は、3点にわたり質問させていただきました。新たなみさき公園、深日漁港ふれあい広場、今後は岬町の農業対策について質問させていただきました。

みさき公園については、12月22日の午後から、時間が決まっておきませんが、全員協議会において、事業者ArkLEから詳細にわたり説明をしていただけるものと期待いたします。

本日、傍聴にお越しいただいた住民の皆様にも、ご期待に添えなくて申し訳ございませんでした。

深日漁港ふれあい広場の件においても、今回の定例会において、調査内容が明らかになりませんでした。令和5年度中には、移管に向けて公表されると思われますので、令和6年3月定例会において再質問させていただきます。

岬町の農業対策について、令和6年6月、農業委員の改選がありますが、改選後、農業委員会大改革を要望するものであります。新たなみさき公園を核として、深日漁港広場を早期に大阪府から岬町へ移管を受け、シーフードレストラン、海鮮市場の設置、農業対策として農業公園の開園、そして山林を整備して森林公園の設置ができれば、国内外から観光客であふれ返ることでしょう。そういう日が一日も早く実現することに期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○竹原伸晃議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、大里武智君。

○大里武智議員 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。大里武智です。

まず初めに、古い町並み、細い路地、狭い道が多い岬町において、いざというとき救急車が家の前もしくは直近まで侵入できない地域が多く存在しています。

今年の7月2日未明、岸和田市においても、救急搬送する際、救急車が狭い路地で脱輪し、約6分間の遅延が発生しました。残念なことに、生後8か月の女の子は命を落としました。岸和田消防本部では、救急搬送と因果関係はないということですが、親としてやはりこういうことがなかったら、脱輪していなかったら助かったのではないかと、そういう思いで悔やまれて仕方ないと思います。

岬町においても、高齢化が進む、そういう中で、家の前まで、できるだけ近くまで救急車が来

てほしい、そういう声をよく聞きます。このように、家の前まで、近くまで進入できない地域について、岬町としてどのように把握しているのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 大里議員のご質問にお答えいたします。

本町内で活動する救急車を含む緊急自動車の運用につきましては、全て泉州南消防組合が所管しておりますので、本質問につきまして、当該組合本部と岬消防署へ問い合わせたところ、次のように回答がありましたので、ご紹介いたします。

岬町全体としましては、旧来の住宅地に救急車が進入できない道が多いと考えます。救急車を含む緊急自動車には、自動車動態管理装置、こちらの英語表示の頭文字を取りましてAVMが搭載されているとのことです。この機器は、カーナビに類似する緊急自動車用のものであり、現場までの走行ルートに加え、道路の幅員により救急車等の通行が可能であるかどうかを各地区において把握できます。また、この機器に頼り切るのではなく、平時に署員が町内の道路を実際に回って確認しており、ほぼ全ての道を把握していますとの回答を得ております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 では、このように救急車が進入できない狭路ではどのような対応をされているのか、お教えてください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまご質問のございました、どのような対応をしているのかというご質問につきまして、この質問につきましても、当該組合本部と岬消防署の方へ問い合わせましたところ、次のように回答を得ております。

岬消防署には、軽トラックと小型乗用車、この場合、普通自動車でございます。小型乗用車があり、狭隘地区の対応に当たる場合があります。厳密な距離の設定はしていませんが、救急車の進入限界場所から傷病者宅まで100メートル程度であれば、ストレッチャーでの搬送が容易に行われるので救急車のみの出動となりますが、路面の状況や地形、傷病者の容態から、隊長が判断して支援車両を追加する場合がございますとのことでした。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 救急隊の方々日々、町内の道路を実際に確認していただくとともに、救急活動していただき、本当にありがとうございます。

そこで、本町の町道、ハード面において、このように救急車が進入できない狭隘道路について、どのように対応、対策しているのか、お教えてください。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

狭隘により救急車が通れない町道の対応について、まず町内の住宅地は古くからある規制市街地等、宅地開発などにより面的整備がされた新市街地とに分かれております。

議員お示しの救急車が通れない町道の状況としましては、町道全体で約137キロメートルあり、そのうち救急車が通れない幅員約2メートル以下の町道は約8キロメートルで、全体の道路の約6%が古くからの既成市街地にあります。

町として、少しでも救急車などが通行できるよう、道路維持の優先順位を上げるとともに、財源確保に努め、できる限り改修に当たってまいりました。また、令和5年4月に開通した町道池谷向出連絡線のように、今後想定される南海トラフ地震による津波発生時などから地域住民の安全・安心な生活を確保するための重要な道路の整備も行っております。

また、建築基準法上の道路についてですが、人や車の通行のための役割のほか、日照・通風の確保、また災害発生時における避難や緊急車両の進入を容易にするなど、防災の上でも重要な役割を持っていることから、建築基準法では、建物を建築する場合、敷地は幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していることが必要となっております。道路幅員が4メートル未満の場合は、道路の中心から2メートル後退しなければならないと定められております。

本町としましても、既成市街地などにある道路で、建築基準法により後退した部分などの土地もあることから、令和3年5月に策定した岬町都市計画マスタープランの2、道路・交通体系整備の方針に位置付けて効果的な事業の推進を図っております。また、その位置付けた内容に基づき、順次、建てかえ時のセットバック部分や建物解体により道路の幅員が4メートル以上になった部分について、土地の所有者からのご協力をいただける場合は整備を行い、防災空間の確保に努めております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 このような救急車が進入できない狭隘道路の対策は、町民の皆様と行政が向き合い、協力し、拡幅整備していく必要があると思います。日常生活はもとより、救急時にも対応した安全、快適、災害に強いまちづくりを進めていってほしいと思います。

また、危機管理監の答弁にもありましたが、救急車が進入できないときには、小型乗用車で対応する場合があると言われていました。全国でも小型多目的搬送車、軽の救急車を導入する自治体が増えております。機能的には少なくなるそうですが、自宅近くまで進入できる軽の救急車なども消防組合と議論していただきたいと思います。

続きまして、岬町で老朽化が進む社会教育施設について質問させていただきます。

岬町耐震改修促進計画において、耐震性が不足している状況で、教育委員会の点検評価報告書においても、平成24年から一昨年の令和3年まで総合評価がBで、施設のさらなる有効利用を図るため、生涯学習課が取り組む事業をセンターで実施できるよう、または検討すると繰り返されている青少年センターと、休校中の孝子小学校、岬の歴史館についても老朽化が進み、外壁やトイレ等の劣化が著しくなっております。今後の対策及び活用について、どのように考えておられるか、ご答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、大里議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の社会教育施設につきましては、青少年センター、岬の歴史館等がありますが、それぞれ建築時期が古く、老朽化が進んでおります。

青少年センターは、青少年の教養を高めるとともに、健全育成を図ることを目的として昭和45年に建設され、約半世紀が経過しています。事業概要としては、講習事業を初め、貸館事業を行っています。

講習事業は、キッズヒップホップダンススクールを令和4年度には年間18回開催をいたしました。そのほか、本に触れる機会づくりと読書への関心を高める目的として、えほんのひろばを開催しています。

貸館事業につきましては、社会教育団体の会議や催しなど、令和4年度の利用者は年間3,158人で、昨年度より745人、0.9%増加しています。このように、コロナ禍の影響により減少してきた利用者も増加傾向にあるため、青少年が集う館として継続していきます。

老朽化対策につきましては、管理点検を徹底し、部分的な補修により、館の維持管理を行います。また、耐震措置につきましては、厳しい財政状況ではありますが、耐震診断から計画的に検討してまいります。

岬の歴史館は、休校中の孝子小学校の利用活用を図り、町内小中学校歴史事業の拠点として、また町民の生涯学習活動の拠点として、今の景観を保存しながら活動を図っています。明治41年に建てられた校舎は、その面影を残しつつ、これまで収集した歴史資源を活用し、子どもたちが地域住民に広く学びの場を提供しております。

事業概要は、歴史資料の収集・保存、住民主体による歴史資料の調査・研究の拠点づくり、住民参加による地域間・世代間交流の場の提供であります。令和4年度の利用者は263人で、昨年度より増加傾向にあるものの、発足当時に比べると減少傾向にあり、利用促進に向けた新たな

管理運営計画が必要となっています。

本施設は、建物を含む歴史資料を保存する施設として、今後、修理により景観を維持しつつ継続し、ボランティア活動の意欲を高める取組を充実し、利用促進につなげてまいります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 岬町の施設、古くなっておりますが、まだまだ活用できると思いますので、特に孝子小学校、休校中ですが、明治41年に建てられた校舎は木造で趣がある、この校舎をぜひ維持管理し、後世に残していただきたいと思います。

そして、もう一つ、多奈川小学校のプラネタリウムについてお伺いします。

この件に関しては、私が尊敬する和田元町議が令和3年の今日12月1日に一般質問され、次年度以降も一般質問で改めて確認させていただきますと締めくくっておられます。それを引き継ぐ形で、プラネタリウムの現状と利用状況についてお伺いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 学校教育施設である多奈川小学校にあるプラネタリウムにつきましては、昭和55年に新校舎が移転した翌年に完成し、既に42年が経過し、老朽化が進んでおります。

利用状況につきましては、令和4年度、多奈川小学校で15回、そのほか保育所・幼稚園、小学校で各1回から2回利用されています。また、和歌山大学の授業としても利用されています。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 昭和55年、自分たちが小学6年生のときに利用して、43年も経ったのだなと今、改めて思いました。

このプラネタリウム、結構、傷んでいると思いますが、維持管理について、令和3年12月の一般質問のとき、当時の教育長は、「プラネタリウムは学校だけでなく、町の財産として守っていく必要があると考えており、維持管理と並行して、設備更新に向けた国の補助金等の調査を進めてまいりたいと考えております。」と回答されております。

そこで、現在、プラネタリウムの維持管理、設備更新についてはどのようにになっているか、ご回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 これまでプラネタリウムにつきましては改修を検討し、補助制度の調査を行ってまいりましたが、現在ではプラネタリウム単独の補助はなく、学校施設の大規模改修と合わせた改修であれば可能であると聞き及んでおります。現在は老朽化であるものの、大きな故障はなく使われています。今後、定期的な点検を行い、利用を継続していきたいというふうに思います。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 このプラネタリウムは、その昔、谷川の瓦を運ぶ際に、星を頼りに航海した歴史から、星をキーワードにして作られたと聞いております。今は小学校の教育施設ですが、このプラネタリウムを、前の教育長がおっしゃられたように、学校だけではなく、町の財産として守ってほしいと思います。自慢できる町の社会文化施設として、この町を離れていった子どもたちが帰ってくる時の目印、北極星になるよう、今まで以上に活用し続けられるよう、維持管理していただきたいと思います。

最後になりますが、全国的に社会問題化している不登校問題について質問させていただきます。

昨年度、令和4年度、全国の小・中学校における不登校児童の生徒数は29万9,048人、ほぼ30万人で、前年度から5万4,000人以上増えております。また、過去最多を記録しております。不登校児童の生徒の割合は全体の3.2%です。

本町岬町の小中学校においても、不登校児童はおられるのでしょうか。おられる場合、現状はどれぐらいでしょうか。

また、その子どもたちの不登校の原因について、どのようにお考えになられておりますか。ご回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、大里議員の質問にご回答させていただきます。

小中学校の不登校児童生徒の現状について、現在、国の調査において、不登校児童生徒数が小中学校で約30万人となり、過去最多となっており、喫緊の課題となっております。

不登校という状況については、文部科学省は、年度間に連続し、または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者、ただし、病気や経済的理由等による者を除くことを定義しています。

本町においては、不登校児童生徒は、令和4年度末では、小学校で8名、中学校では10数名となっております。理由といたしましては、無気力、無関心が多く、友人関係などが挙げられます。また、理由が不明であったこともあることから、不登校は様々な要因があると考えています。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 では、その不登校児童生徒に対して、現在、どのような対応を行っておられますか。お答えください。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 不登校児童生徒への支援につきましては、不登校児童生徒全ての学びの場の確保や心の小さなSOSの早期発見等に係る支援を進めております。

本町におきましては、今年度より、一つの小学校において、学校内の居場所づくりとして、校内の運用で校内での居場所を設置し、不登校児童を初め、様々な児童のニーズに対応しています。他の学校の校内においても、教室に入りづらい児童生徒や不登校児童生徒への個別の対応を行っております。

具体的には、スクールソーシャルワーカーや教員による家庭訪問、スクールカウンセラーや町配置の臨床心理士によるカウンセリングを行うとともに、教室に入りにくい児童生徒が登校した際には、教員による別室指導を行っております。また、授業時間内に登校できない児童生徒につきましては、家庭訪問や放課後に学力保障を行うほか、端末を使ったオンラインの学習等を行っております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 今回の回答にあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割について、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 スクールカウンセラーは、子どもや保護者が抱える心理的な課題に対し、心理的なアプローチからの解決を図るため、学校に配置されている心理職の専門家であります。臨床心理士や臨床発達心理士、公認心理士などの資格者に委嘱しています。

スクールソーシャルワーカーは、子どもが抱える様々な課題を解決するため、子どもを取り巻く環境に働きかけ、その問題に対応する方策を学校に助言していく福祉の専門家であります。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者に委嘱しています。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 スクールカウンセラーは、子どもや保護者に心理的なアプローチで解決に向けて支援する、心の内面にアプローチしてケアするのに対し、スクールソーシャルワーカーは、子どもを取り巻く環境に働きかけ、福祉的アプローチで解決に向けて支援するとのことでしたが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、そして学校、教師、それぞれの活動には重なる部分も多くあると思います。それぞれが役割分担し、協働することにより、多面的に支援を実施できると思います。それぞれの視点で、子どもはどう思っているのか、保護者はどう思っているのか、本当のニーズを見付け、寄り添ってほしいと思います。

今年度より、一つの小学校において学校内に場所を設置されたということですが、不登校にな

った子どもにとって、学校が苦手な児童生徒にとって、学校の校門をくぐるというハードルは高いと思います。さきの質問でもさせていただきましたが、青少年センターや岬の歴史館などの社会教育施設を今まで以上に活用した学校の外に居場所、多くの市町村が設置している教育支援センターの開設について取り組むことはできないのでしょうか、ご回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 本町の小中学校における不登校児童生徒の支援につきましては、現在、学校が主体となって対応しておりますが、今後一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要であり、不登校児童生徒の居場所づくりや保護者からのニーズに備えていく必要があると考えております。

支援や整備をしていくに当たっては、教員や学習指導員による学習支援やスクールカウンセラーなどによる相談支援が考えられます。また、不登校児童生徒と在籍校とをつなぎ、オンラインによる指導やテストなどを受けられるためのICT環境を整備する必要もあります。このように、施設の選定、専門的な知識を持った人材の配置、また、それに伴う財源の確保など、いくつかの課題があります。

義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び関係する法律、教育機会確保第11条において、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められております。

適応指導室は教育支援センターとも呼ばれ、不登校児童生徒等に対する指導を行うために、教育委員会等が学校以外の場所や学校の余裕教室等において学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものを言います。

現在、社会教育施設である青少年センターは、子どもの居場所づくりとしてぴあ・ぽーとが毎週土曜日に子どもたちの受け入れを行ってまいりましたが、近年のコロナ禍の影響で現在は行っておりません。青少年センターでの事業実施は可能であります。さきに述べましたように、人材の配置、それに伴う財源や各学校との連携が不可欠であります。今後、学校以外の教育施設の受け入れについて検討してまいります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 しっかり検討していただきたいと思います。

先ほども述べましたが、全国で不登校児童生徒数が29万9,000人、そのうち90日以上

欠席している児童生徒が5万9,000人と、高水準で推移しています。

教育委員会の回答にもありましたが、不登校になる原因も様々です。令和4年度の文部科学省の調査でも、不登校の要因として、いじめは0.2%、いじめを除く友人関係は9.2%、学業不振は4.9%であるのに対し、無気力、不安が51.8%です。現代社会において、不登校児童生徒をなくすことはできない状況です。

先ほども出てきた教育機会確保法でも、「不登校は問題行動ではありません。不登校は誰にでも起こり得ることです。」とあります。そして、学校へ戻す、登校するということを目標とせず、自分の進路を主体的に考え、社会的自立を目標にしています。しかし、全国で学校内外の機関で相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合は61.8%、学校内外の専門機関で相談・指導を受けていない小・中学生が11万4,000人にも上ります。

岬町においても、文部科学省の通知にあるように、誰一人の取り残さない学びの保障に向けた不登校対策を進めていただきたいと思います。

児童生徒が不登校になった場合でも、相談できる体制と、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を検討してください。また、岬町として、公的な教育支援センターが地域の拠点となって、児童生徒や保護者に必要な支援ができるようご検討をお願いします。

人材確保と財源確保と課題はたくさんあると思いますが、児童生徒の最善の利益を最優先に支援をお願いします。岬町で子育てして良かった、この町で育って良かった、そういう環境づくりをお願いします、質問を終わらせていただきます。

○竹原伸晃議長 大里武智君の質問が終わりました。

本日、傍聴の傍聴者の皆様、傍聴のルールを守っていただきありがとうございます。席がいっぱいになってきておりますので、少し詰め合って座っていただくか、譲り合って着席していただきますようお願いしたいと思います。

それと、順で言いますと、次は中原議員の順になっております。ただいま11時27分ですが、一般質問を続けたいと思います。

各議員の持ち時間は1時間となっておりますので、お昼をまたぐことが考えられます。そのときは、中原議員より、いいときに合図をいただけたら、休憩をとりたいと思っております。

なお、一般質問での補助資料につきまして、議員及び理事者の皆様にはメールにて配付させていただきます。議員及び理事者の皆様におかれましては、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には、配付している傍聴者用資料をご参照ください。

それでは、中原 晶君。お願いいたします。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

10月7日、ハマスによるイスラエルへの攻撃を契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続いています。日本政府は、憲法9条を持つ国にふさわしく、イスラエル、パレスチナ双方に対して人質全員の即時解放と停戦、人道状況の抜本的改善を求めるべきであります。

岬町議会としても、ガザ地区における和平を求める決議の採択が準備されておりますが、国際世論で圧倒することが重要であり、岬町議会としても、その一助となることを誇らしく感じるものです。一刻も早い完全な戦争の終結を願うものであります。

11月29日に、参議院において今年度の補正予算が可決されました。長引く物価高騰で苦しめられ続けている国民の実情に全く向き合っておらず、目玉政策だった減税、給付を評価しない国民が7割近くと総スカンを食らっています。国民は1回限りの給付や減税の後に、大軍拡への増税が待っていることをよく知っているのです。経済対策というなら、消費税の緊急減税を行うべきであります。スーパーでやるような5%還元セールが続くほうがよほど住民の皆さんの暮らしの下支えになります。

補正予算では、大阪・関西万博の日本館建設費などで、さらに830億円を超える国庫負担が明らかになりました。万博の費用は、国と府・市、経済界で3分の1ずつ負担することになっていますが、岬町民は国民であり、府民であります。二重に負担を押し付けられることになるわけです。湯水のように税金を注ぎ込み、そのつけを国民に支払わせる、まさに国民の身を切る改革が進行しています。万博の中止をこの場で改めて主張するものであります。

自民党5派閥の政治資金パーティーの記載漏れが発覚し、裏金作りの疑惑が濃厚になっています。岸田首相は、利益率90%という荒稼ぎをしておきながら、国民には過去最大の8,130億円という軍事費まで押し付け、戦争準備に突き進むなどもってのほかです。

政権与党の支持率は低空飛行を続けており、風前の灯です。国民を守るまともな対策すら打ち出せない政権の下で、最大の被害者は国民、岬町民であります。こんなときだからこそ、最も身近な地方自治体である岬町がどう住民を守るのかが鋭く問われます。住民の福祉の増進という地方自治の本旨を全うする政治の実現を求めて、質問を始めます。

まず初めに、岬町シルバー人材センターの健全な育成のために質問をいたします。

初めにお尋ねいたしますのは、岬町シルバー人材センターの定款で、その目的がどのように定

められているか、ご紹介いただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

一般社団法人岬町シルバー人材センター定款には、「センターは、定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。」とされております。例えば、除草・草刈りや植木の剪定など、住民の方などから仕事の依頼を受け、それぞれ会員の方にその仕事を請け負っていただくというように、岬町シルバー人材センターが就業の機会を確保し、組織的に提供するとともに、その就業を援助することを主に実施されております。

岬町といたしましても、岬町地域包括ケア計画の重点的取組の一つ、高齢者の生きがいづくりと健康づくりとして、基本目標に掲げます生きがいづくりと社会参加の推進において、地域の高齢者の方々の就労機会の拡大と会員自身の介護予防、生きがいづくりにつながる当センターの活動を支援しているところです。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 例えばということで、除草や草刈りなど住民から依頼をされたときに、センターのほうで正会員の皆さんにお仕事をしていただくと。大きな目的としては、やはり生きがいづくりということだというふうに思います。住民からの依頼ということがありましたが、団体からの依頼もありますし、岬町もシルバーに仕事を依頼しているということをお伝えしておきたいと思えます。

今、ご紹介いただいた目的に反する数々の不正が疑われる事態となっていると考えるものですが、そのうちのひとつが大阪府の検査で、職員による横領と断定をされました。その内容の詳細をお示しいただきたいと思えます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 この件につきましては、当センター事務局の執務に関する事案でありまして、その事務局内部のことについて、私がここで答弁していいものかどうかと悩ましいところではありますが、明日、当センターでは、この事案に関する内容、そのほか会員が当センターの執務に対して疑問を抱いていることなどについて、会員への説明会が開催されると聞いております。

今回の事案につきましては、まずは会員の皆様に対して当センターが説明責任を果たすべきも

のと考えております。その会員への説明会が開催される前でもありますし、私の答弁の説明の内容等も食い違うことがあってもいけないと考えますので、答弁は控えさせていただきたいと思えます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 理解できるわけがありません。明日、説明会が行われる。正会員を対象にして、午前9時30分から文化センターで行われるということはお聞きしています。そこで、説明される。もちろん、おっしゃるように、会員への説明が先、当然ですわ。そやけど、それが遅いんですね。一般質問は今日が1日目です。週明け2日目に私の質問をやれば、あなたが答えてくれたんですか。

今の答弁ね、明日の説明会での説明と、松井部長、あなたが今から答えることが食い違ったらあかんから言えへん、そんなことがもし発生するとしたら、それ自体が重大問題でしょう。どうして答えないのかと。私は、逃げているとしか思われへんというふうに言いたいと思います。それやったら、私から言いますね。ご説明してもらおうと思っていたのに。

指導書というのが、大阪府商工労働部、雇用推進室就業促進課長名で発せられました。期日は、書面どおり言いますが、令和5年7月21日、大阪府シルバー人材センター協議会の会長と岬町シルバー人材センターの理事長、この2人に宛てて指導書が発出されました。

全部読み上げるわけにいかないので、そこに「是正すべき事項」ということで、「岬町シルバー人材センターにおける鉄くず廃棄に係る売却業務について、適切な会計処理を行うチェック体制が不十分であり、職員による横領が発生した」と断定をされています。この中身について、もう一度、お尋ねしますが、ご存じのことをご説明いただけますか。もう少し詳しい内容を。理事の一員でありますからね、松井部長はね。お願いしたいと思えます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 今、中原議員のほうから大阪府の検査についてお話をいただきました。確かに、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条の規定によりまして、大阪府から検査があり、今回のような事案が発生したと指導がされました。しかし、現時点において、この事案が裁判を終えていないにもかかわらず、捜査権のない大阪府がこのような事案が発生したと指導されるかについてはいささか疑問を感じておるところでございます。ただ、このような事案がなかったと言っているわけではございません。

確かに、今、おっしゃられましたように、鉄くずの売却業務に係る部分について、当センターの事務局のチェック体制が不十分であったということによって、今回の事案が発生したというこ

とでございますけれども、シルバーの業務において、鉄くずが発生した場合の売却において得た金額が正確に入金されていなかったというケースではないかと思っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 言いにくそうやったけど、多少、言うてくれてありがとうございます。

鉄くずの売却って何やるなと思うじゃないですか。聞いたり、その書面を読んだりした人はね、シルバー人材センターは、草刈りをよう担ってくださってるわけですね。そうしたら、その草刈機の歯なんか傷んで、それは鉄くずとしてごみになるから、それを金属のごみとして売りにいくわけですよ。それで、高く売れるわ。まあ、高いか、安いかわ、それはそのときの値段によりますけれど、売れるわけですね。それで、売りに行った人物は前事務局長です。彼が売りに行った。売却益を少なくシルバーに収めたということですよ。実際の金額は2万円にもならない金額だったというふうに聞いていますし、また一旦、それを懐に入れてしもうたんやけど、ばれて、ちゃんとシルバーに返したということも聞いていますけれども、これ、何でこの問題が発覚したんやろうかという素朴な疑問を私は持っています。

これ、不正なんです。返したからいいという話と違うんですわ。不正を働く人間というのは、できるだけばれないように不正を働くわけですよ。なのに、なぜばれたのか。何ででしょうか。ご存じやったら教えてください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 今回の事案につきましては、当センター事務局のチェック体制が十分であれば、このような事案が発生したか、していなかったか、また、反対にチェック体制が十分であっても発生していたのか、もしくは他の職員が少し疑問に思っていたが、事情があつて話すことができなかつたのか、このあたりの経緯につきましても、明日行われる予定の会員への説明会で話があると思っておりますし、理事会においても、このような事態になったことについてのお話も出るかと思っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 全く聞いたことにお答えいただけていません。何でばれたんですかって聞いたんですよ。それには答えていませんね。でも、もう一回、聞いても答えるつもりはないということなんじゃないですか。

今の時点ではお答えいただけないと。お答えいただけない、これはこれで重大なんです。知ってるけど答えへんというのが今の態度なんです。知らんかったら知らんって、さっき答弁していますやろう。明日、説明会でそのあたりも明らかにされるのかもしれませんが、知っている

のに答えないという態度を部長がとる、これは重大な問題ですよ。そのことだけ、まずは言うておきます。

引き続きお尋ねします。本年9月議会における谷崎議員の一般質問において、谷崎議員は岬町の管理の甘さを指摘する質問を行っておられました。それに対して町長が、「管理体制を何もしていないと言っているのではなくて、そのためにしあわせ創造部から理事を1名出して、理事会に加わることで、それで私は十分果たしているものと考えます。」と答弁しておられます。

町長にお尋ねするんですが、先ほど申し上げました横領の事実が発覚してもなお同じことを言うんでしょうか。ご答弁ください。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 中原議員さんの質問にお答えいたします。

横領が発覚しても町長は何もないというか、問題ないというふうにとらまえているのかと。私は、横領があったのか、なかったのかという、そういった中の協議には一切入っておりません。

しあわせ創造部長に、シルバー人材センターの理事として責任を持って参加させているので、そこには私は問題はなかったと思って、そのように報告を受けていますので、現在までそう思っております。ただ、巷の噂でいろんなことを耳にしましたので、前にも谷崎議員の質問にも申し上げたとおり、その事実関係を確認をしましたけれども、その当事者は、そういう事実は一切ありませんという答えであったので、私はその時点で何もないんだと、そのように理解をしております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 町長はうまい具合に、私が次に聞こうと思っていることまで答えてくださいました。

二つのことを言わはったんやね。町長ご自身は、横領の事実は聞いて、それ、知ってはるの知ってはりますわね、当然ね。ただ、協議には一切入っていないということをおっしゃいました。

それから、もう一つ、これ、次に聞こうかなと思っと思ったんですが、谷崎議員の9月議会での質問に対する答弁で、今おっしゃったようなことをおっしゃいましたね。「関係者を町長室に招き、確認をしましたが、そのときは一切そういうことはありませんとのことでしたので、それ以上のことは、私はないのかなと思っております。」と町長は答弁されました。

ちょっとお尋ねするんですけど、ここで言うところの関係者とは誰なのか。それから、そういうことはありませんと関係者が言うたと、そういうことというのは何なのか、それがちよっ

とよく分からなくて、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 今のご質問に私のほうから答弁させていただきます。

関係者を町長室に招いたのは、ある会員の方が当センター事務局の執務などについて疑問に思っている内容について確認したと。それについて、一切そういうことはなかったということでございます。ただ、そのときには、今回の事案のような内容については一切、話には上がらなかったということです。

○中原 晶議員 関係者。

○松井しあわせ創造部長 失礼いたしました。その関係者とは、当時の当センター理事長と事務局長でございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 もうちょっと詳しく教えてほしいんですけどね。町長の答弁で、なぜ松井部長が出てきて答えるのか、ちょっとよう分からんのですけど、あなたは町長ではありませんよ。よう分からんのですけどね。

同席されていた。なるほど、同席されていた。ほんなら、よう聞いとったんでしょね。メモも取っていたかもしれませんな。なるほど、分かりました。それで、松井部長がご答弁になられたと。

そのときの関係者というのは、岬町シルバー人材センターの前理事長と前事務局長。この前事務局長という方が、先ほど申し上げた横領を働いた方ですね。この2人を呼んだと。それで、ある会員の方がセンターに疑問を持っているということを聞いたので、それについて質問した。確認した。

先ほど町長も、巷の噂も耳にしたともおっしゃった。ぼんやりした話ばかりで分かりませんねん。具体的に何を聞いたのか。それを否定されたわけでしょう。何かを聞きました。それは疑惑を聞いたわけですよ。こんな話があるけど、ほんまかって聞いたんでしょ。町長、そうですよね。ほんまかって聞いたわけでしょう。それに対して、一切そういうことはありませんと言われた。全部、指示語やねん。それとか、あれとか、これとか言われても私にはよう分かりませんので、その中身について、何を問うたのか、それを答えてください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ある会員の方が疑問に思っている内容につきましては、明日開催されます当センターによる会員説明会で詳細が示されると聞いておりますので、ここでは答弁を控えさ

せていただきます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 都合のいい逃げ口上としか私には思えませんねんけどね。そんな言い方したら失礼かな。そこまでおっしゃるなら、明日を経て。やっぱり2日目にしといたらよかったな、この質問。作戦失敗や。そうしたら、答えてくれませんか。傍聴に来られた方も残念ですわね。何を確認したのか、そういうこととしか分かりませんので、この先の状況を見守りたいというふうに思います。

そして、さらにお尋ねを今後もしていきたいと思いますが、ここでお聞きしたいのは、理事と理事会の職務と権限に関わってお尋ねしておきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、ここに座っておられるしあわせ創造部松井部長は、理事としてシルバー人材センターの理事会の構成員、一員であります。それで、理事会の権限の中には、理事の職務の執行の監督があるというふうにセンターの規定の中に定められています。これ、センターの規定やったかな。違うわ。定款かな。そうや、定款でした。失礼。

岬町シルバー人材センターの定款の中に、理事会の権限と書かれているところがありましたよね。理事の職務の執行の監督、野球の監督の監督ですね。それが一つの役割なんですよね。横領を働いた前事務局長も当時、理事の一員でした。町から送っていた、今も送られているんですが、理事のしあわせ創造部、松井部長は理事の一員だとさっき言いましたわね。理事の一員として、前事務局長の職務の執行の監督権限があるわけなんです。あまりそんな会議、嫌やけどね。理事会で、お互いに何か監督し合う会議なんか嫌やねんけど、ただ、そういう立場にあるんです。定款でそう定められている組織なんです。それで、その理事、前事務局長が横領をしていた。それでも町長は、理事をセンターに送っているから、役割は十分果たせてんねんとおっしゃいますか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

理事を送っているから、それで十分果たしているという言い方は私はしていないと思います。理事を送っているから、それで町としてはそれをとやかく言うことはないということは、理事会に参加して、いろいろ問題があれば私に報告はあろうかと思えますけれども、その時点では何ら報告がなかった。途中で、理事会でそういったいろんな議論が出て、今おっしゃるような不正という問題があったか、なかったかは別として、そういう問題があっても、それは当事者にしては何らそういう事実はないという理事会の答えが出たように私は報告を聞いておりますから、だか

ら、そういった意味で申し上げたつもりです。

それで、今、定款に監督云々ということを経営者さんがおっしゃっていますが、我々は、シルバー人材センターの監督命令は都道府県知事にあるのであって、我々には監督、そういったものはないわけなんです。ですから、先ほどからしあわせ創造部長の松井のほうがしきりに答えずらいのは、そういった中において、その内部の協議の内容とか、そういったことはあくまで非公開の原則ということになっているかのように私は報告を聞いております。そういったことから、松井部長としては、明日の説明会で答えが出るので、そこで聞いていただきたいということを言っているだけで、先ほど何か逃げているような話もされておりますが、決して行政は逃げているわけではありません。その人の人格、名誉に関わる問題もあるかと思っておりますので、慎重を期して発言、答弁をさせていただいていただきたいと思います。あくまで監督命令は都道府県知事でありますので、うちの場合は大阪府が監督命令をする立場にあります。

○竹原伸晃議長 お昼を回ると思われますが、切りのいいところまでいかせてもらおうと思います。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ご配慮ありがとうございます。

町長は何かいっぱいのこと言うて、ちょっと私もうまく処理しきれていないんですけどね。町長は、十分果たしているとは言うていないと思うって、今、言いましたけど、会議録にはちゃんと、「それで私は十分果たしているものと考えます」とおっしゃっています。ただ、これね、分かりにくいねん。何を十分果たしているのかが非常に分かりにくい答弁ですね。

それで、松井部長、えらい気の毒やね、ほんまに。何というか、お立場上、しあわせ創造部の部長にたまたまそのときになっとったばっかりに、もうかなり長いことシルバーの理事をやっていますけどね。シルバーの理事会に行っているときは、理事の一員なんですよ。これはもうしゃあないねん。私も議員でありながら、家へ帰ったら別の顔がありますやろう。その一人の人間の要素として仕方がないんです。何足のわらじも履いたりしますでしょう。だけど、理事となっている以上、総会を経て選ばれているんですよ。それだけの責任がある。ということは、理事の役割を果たさねばなりません。ですよ。その役割が、私は十分果たしているとは言えないと思うということを主張しているんです。

それで、監督権限のことをおっしゃいました、町長がね。これはね、ちょっともう少しお調べになったほうがいいと思うんですけど、実は、岬町のシルバー人材センターの管理監督の権限というのは、ストレートな関係でいいますと、大阪府シルバー人材センター協議会なんです。大阪府というのは、市町村でシルバー人材センターを設立するときに、指定をするやっつけ、指定

を出す、この権限は府知事にありますと。それからもう一方で、確かに大阪府も監督の権限はありますが、よほど重大なことでなければ出張ってきません。それはなぜかという、基本的には大阪府シルバー人材センター協議会、大シ協という略すんですけど、そこの大シ協が直接的な関係があるんですよ。そやから、今回、私も大阪府の職員さんといろいろ電話でしゃべったんやけど、これはかなり気遣って、検査に入ったんやなということはよう分かりました。疑いがあるということで、訴えが大阪府にも届けられました。かなりあちこちのところに訴えをされました。でも動かなかったから、大阪府に繰り返し訴えました。そしたら大阪府はしゃあないな、出張らなあかんのかとなりましたけど、大阪府の職員さんはわざわざ厚生労働省に確認までして検査に行った言うてましたわ。というのは越境行為になったらあかんからでしょう。基本的には大シ協が指導、監督、勧告を出すような権限は大シ協にあるんですよ。そやけど、この事態が起こります。そやから大阪府としても検査に入ろうと思いますということで、厚生労働省に確認を取った上で行ったというふうにおっしゃってましたので、その資料とか監督、勧告、命令、そういったことの権限、そこについては、はっきりさせておいたほうがええんかなというふうに思ってます。私の認識としては今申し上げたところです。

それから、非公開ということなんですけど、確かに私が例えば理事会の会議録ちょうだいよといってもくれません。それは高年齢者の法律によって定められていて、特に理事会は裁判所の許可が要るとかいろいろ制限がありますねん。総会の会議録は正会員、会員が求めれば開示するという事になってたと思いますけど、私は会員じゃないので、まだ、今、会員になれませんねん、51歳やから。だから私には手に入れることができない。

シルバー人材センターを組織としてきちんと守る必要があるということは大切なことやと思います。どんな団体であっても、自らの組織を自主的に守るということは大切なことやと思いますけど、こういう事態が発覚した以上、守ることばかりやとったんでは、本当の改善、改革はできないというふうに思っています。

ちょっと町長がいろいろ答えてくれて、私からそれに何かお伝えしたいことができたので、少しお話しいたしましたが、ここで区切りがよいので、中断させていただいてもいいでしょうか、議長。

お諮りします。

休憩に入りたいと思います。時計を止めていただけますか。

それでは、中原議員の(2)と(3)は。

○中原 晶議員 (1)もまだ残ってますねん。時間足れへんわ。

○竹原伸晃議長 それでは、(1)の途中でございますが、暫時休憩したいと思います。再開は13時からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは、中原議員。

○中原 晶議員 午前中に引き続きまして、シルバー人材センターの問題を質問いたします。

午前中のやり取りの中で、管理、監督、勧告等ができるような権限の話に、少し町長との間で話になりましたので、改めて午後の始まりに当たって申し上げておこうと思いますけれど、シルバー人材センターというのは、定款をお読みなれば分かるんですが、理事長が非常に強い権限を持っています。同時に幹事も同様であります。それで、私はこの自主的な運営をなさっている団体に外から何か手突っ込んでいって、何かをやるという立場ではありません。ただ、午前中から申し上げているとおり、明らかに不正常であることは間違いありません。初めにお答えいただいた定款の目的を達成していける組織、正常な組織というふうになっていないというふうに申し上げております。だからここで質問をさせていただいております。

それで、午前中の続きで、過去の不正の疑い事例について、私は調査を行うべきだと、岬町が乗り出して調査を行うべきだと考えています。それに関わって、谷崎議員の質問や答弁ばかり引用して申し訳ないんだけど、9月議会の谷崎議員の質問に対する町長の答弁で、例えば町が出している補助金を着服したというようなことがあれば、町として真相究明すべきものと考えますがということをお答えになってます。そのときは9月議会ではありましたが、まだいろんなことが明らかになっていなかった時点です。私も谷崎議員の質問を受けて、指導書を手に入れるに至ったわけですので、いろんなことがまだ明らかになっていなかったという時点で、町長は着服したというようなことがあればというふうに、町が出している補助金を着服したというようなことがあればと、万が一というお答えになったのかなというふうに思います。

それで、私は着服という言葉に匹敵するかどうかというのは別にして、お金に関わって不正が行われたのではないかと強い疑いを持っています。なぜ調査が必要だと私が考えるかといいますと、一つは、岬町がシルバー人材センターに活動補助金を支出していることからです。これは9月議会のときに谷崎議員からもご指摘があったとおりです。昨年、今年と1,000万円近くの活動補助金が町から支出されておりますけれども、その対象経費には運営費と事業費があります。

この運営費の中に人件費が含まれております。人件費というのはシルバー人材センターの職員の
人件費、横領を働いた前事務局長の人件費も町が出した補助金から支払われたということになる
わけですね。

ここでお尋ねしますけれど、前事務局長がシルバーの職員就業規則に反する行為を行っていた
としたら、町が渡した予算が適正に執行されていないということになるのではないかと疑いを持
っています。岬町に損害が及んでいる可能性もありますと聞いて、調査するおつもりはあるかな
いとお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられましたように、活動補助金の対象経費には人件費に関わる部分、事務局
の職員の人件費に相当する部分が対象経費となっております。その対象経費、補助金に影響があ
れば、当然要綱に基づいて調査する必要があると考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お答えになった、要綱に基づいて支出した活動補助金の運用に問題があれば
調査をすることになるだろうというふうにお答えがありました。岬町シルバー人材センター活動
補助金交付要綱というのがあります。この中に、おっしゃるように立入調査という項目がありま
して、第9条になりますけれども、町長は、本補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必
要があるときは本補助金の交付決定を受けた事業者、これはシルバーですね、に対して報告させ、
また、本町職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、もし
くは関係者に質問させることができるという条項があります。私は調査に入るべきだと思ってい
ます。

もう一つ、調査が必要だとなぜ考えるのかということですが、もう一つは、岬町がシルバー人
材センターに幾つも事業委託を行っておりまして、例えば「自治区から要望がありました。うち
の自治区の中の公園が草ぼうぼうなんで、草刈ってください」という要望が岬町に入ってきた。
それをシルバーにお願いをすとかいうようなことですが、その業務の中で違反の疑いがあ
る場合、これも調査が必要だと考える一つの要素であります。もしその委託業務において、契約
違反の疑いがあるとしたら、調査はなさいますか。

また、民間から委託を受けた事業、これ、民間からというのは個人とか、会社とか、そういう
ところから委託を受けた事業においても、岬町に損害を与えられた疑いがあると私は考えていま
す。その場合においても調査をするということになりますか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

当センターの業務に関わる部分について、補助金を交付している担当部署としましては、その運営費、もしくは事業費に該当する部分であれば、当然それに関わって必要な措置を講じる必要があると思っておりますけれども、それ以外の部分、対象経費以外の部分につきましては、補助金を交付している部署としての調査は考えておりません。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この場の答弁なので、松井さんは非常に難しい立場ですわね。今、私にご答弁いただいているのは、しあわせ創造部長としてお答えになってると思うんです。だけど、今の答弁は理事の一員としては、それは失格です。私はそう考えます。

今、対象経費の範囲、今、岬町が支出したお金の中の範囲において不正があるという疑いがあったら調査するという事をお聞きしました。それはそれで結構です。

最後にお尋ねします。

シルバー人材センターの健全な運営のためということを私は最初から言っておりますが、岬町として今後どのように対応していくのか。横領が発覚した後、一定の改善についてご検討もなさっているというふうには思うんですが、これまでと同じでいいわけではないわけで、どんなふうに正常な運営ができるように岬町として応援をしていくのかということをお聞きしておきたいと思えます。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

当センターの定款の理事会の職務について、中原議員のほうからもお話がありましたけれども、定款の定める以外のものについて、当センター理事会では、住民の方などからの仕事の依頼を受け、それぞれ会員の方にその仕事を請け負っていただくといった業務は適正に執行されているかも含めて定期的に会議が開催され、現在も継続して就業機会の確保と組織的な提供がなされているということから言って、岬町が目指す生きがいくりと社会参加の推進のため、町としても理事会の一員として十分果たしていきたいと思っております。

それも含めまして、また町の職員を事務局長として派遣して、適正かつ円滑な事業運営に努めるとともに、当センターは公益性の高い団体であることから、現在の一般社団法人から公益社団法人へと展開していくよう、引き続き、連携を密にしていきたいと思います。

当センターの事務局も、年度途中ではございますが、適正な会計処理のチェック体制が図れる

よう、職員1名増員をして、適正に事務を進めているところでございますし、シルバーを担当する部署として、事務局ともしっかりと連携を取りながら、事業運営に関わっていきたくて思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 チェック体制を強化するために事務職員を1人増やしたと。私には残り時間があまりありませんので、1人増やすことでどんなふうにチェック体制が強化されたのかなど聞きたいけれど、今日はもう時間ありませんので、まだ答弁をお待ちの方が2人もおられますので、あまり時間がやはり今日もないな。

それで、今、おっしゃっていることは、理事の一員として関わっている松井部長、それから、岬町の職員で現在の事務局長として町から派遣をされている職員とも力を合わせて頑張ると、より連携を密に取っていくということがありました。

それで、過去に起こったことは、今はまだ解決されていないわけですが、これはまさしくリスクそのものなんですね。私はシルバー人材センターにお願いをして規程集をいただきました。その中にリスク管理規程というのがありました。その中では、この規程においてリスクとはということで、この法人（シルバー人材センター）に物理的、経済的、もしくは信用上の損失または不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとかいろいろ書かれていますので、その中に緊急事態について書かれています。リスクとは緊急事態の発生により起こるものですから、緊急事態はどんなことなのといったら、自然災害とか事故とかいろいろ書いていますけれど、その中に犯罪とあります。また、その犯罪の中に内部者による背任・横領等の不祥事とはっきりと書いてあり、これはどんぴしゃだというふうに私は思って読みました。

こういう事態が起こったときは、緊急事態対応の基本方針ということで、リスク対策会議を持つとか、まずは内部者による背任・横領等の不祥事があった場合、事実を明らかにし、適切に対処する。再発防止を図る。さきほど再発防止のことをお聞きしましたが、何より大事なのは事実を明らかにすることなのです。つまびらかにすること、一つ残らず。横領1件で終わりだとは私は思っていません。全てを明らかにしないことには、どういう再発防止を打つ必要があるのかということが明らかにできません。

それで、これを聞きます。松井部長、あなたは今回の事案は全く知らなかったのですか。いつの時点でご存じになったのかお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

私は当センターの理事として参画させていただいてる立場でございます。このことにつきましては、本年3月10日の理事会において、一理事の方からのお話の中で、そういった色々な事務局に対しての疑問を抱いている部分も含めてその話がございました。そこから何回も理事会を開催をいたしまして、今回の会員への説明会になったところでございます。時間はかなり経過しましたけれども、それぞれの理事のお考えもありまして、一つまとまったのが、この会員への説明会について、理事会全員一致で決定したところでございます。

先ほど言われましたように、明日開催される当センターの会員への説明会の中で明らかになってくるのではないかと考えていますし、私も理事として当日参加し、自分の範囲内でお話できることがあれば、その場で話しさせてもらいたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 明日の説明会は対象は正会員の皆さんということだと思うのですが、傍聴も許されているということですので、私ももちろん行き、お話は聞かせていただこうと思っております。

松井部長自身は3月10日の理事会で初めて知ったというご答弁でありました。それでもう時間がないので、この問題を締めくくらなければなりません、松井部長、公務員です。現事務局長も岬町の職員として公務員です。前局長も元役場の職員、公務員だったのです。このことをよく考えていただきたいと私は最後に言いたいと思います。公務員というのは国民全体への奉仕者、住民の皆さんへの奉仕者なんです。ですので、その自覚をやはり深く持っていただきたい。公務員としての良心、正義とは一体何かということをよく自分の胸に問うていただきたいというふうに、関係されている、また、この問題をご存じの公務員の皆さんには言いたいと思います。

これぐらいにしておきましょうか。また、引き続き、きちんと調査などがなされない場合は質問させていただきますが、それからお答えいただけなかったこともたくさんありましたが、明日の説明会を受けて、また私が質問させていただく機会があれば、お付き合いいただきたいと思えます。

残る時間で二つ、国民健康保険について質問いたします。

高い国民健康保険料で加入者の暮らしが圧迫されています。来年度から国民健康保険の府下統一化が強行されようとしていますが、国保料の激変緩和措置期間であったこの6年間の1人当たりの平均保険料がどうであったか、金額をお示しいただこうと思っておりましたが、資料をお手持ちの皆さんには資料3というのをご覧いただければ、1人当たりの岬町の年間保険料の推移が分

かるように作っておきました。

今回、私はこういうのを初めて準備しまして、本来であれば、これ1回目に使うのだから、資料1にしないといけないのに、すみません、資料3と間違えて書きました。

これを見るとお分かりいただけますが、2016年、2017年はまだ統一化されていない時期なのです。2018年以降、棒グラフを見れば分かるとおおり、どんどん伸びていっているという状況です。それから、この先、さあどうなっていくのでしょうかということ、来年度から完全に大阪府が示す統一保険料に合わせなければならないということになるわけですが、見通しについてお尋ねします。引き下がるのか、引き上がるのかお答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

来年度以降の国民健康保険料の見通しということですが、今現在、大阪府で次年度以降の保険料の算定の作業中と伺っております。実際の算定数値、最終的にどういう数値になるかというのは何とも言えないところではあるのですが、現在の状況といたしまして、団塊の世代の被保険者が75歳を超えて後期高齢者医療制度のほうに移行をされていることと、あと社会保険の適用の拡大が実施をされていること、あと被保険者の減少幅が当初見込みよりも拡大傾向にあることなどに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による診療控えの反動で医療費が非常に上昇傾向が続いているということなどを考えますと、上昇傾向にあるのではないかと考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 上昇傾向にあるというお答えでした。見通しは明るくないということですね。

それで、この実態を住民の皆さん、少なくとも加入者に知らせるべきだと私は考えるものであります。それで、これまでどういう周知の努力を行ってきたのかということをお聞きしようと思っていたのですが、割愛させてください。ごめんなさいね。

ただ、残念ながら、分かりやすい説明とは言えないと私は思っています。周知の回数も少ない。それで、皆さんにお配りした資料1、資料2、これは広報ねやがわ、寝屋川市の広報でどんなふうに市民の皆さん、これは国保の加入者だけではないです、市民の皆さんに広報を使って周知してきたか、これを紹介したいと思っていたのですが、残り時間が少ないので、ぜひお持ち帰りいただいて、ご覧いただきたいと。カラーでなくてすみません。ネットで調べたら、カラーでこんなふうに出ますので、インターネットでご覧いただけるとより分かりやすいかなと思いますが、こういう周知をぜひしていただきたいと。寝屋川市と比べたらちょっと気の毒ですね。人口も違うし、職員の数も違う、岬町も頑張っている。だけれど、もう少し分かりやすい周知の努力をい

ただきたいと思います。

一つ訂正がありまして、資料2の左側③下に広報ねやがわ2020、2月号と書いているのですが、これはまた私の打ち間違いで、2023年4月号なのです。ごめんなさいね。寝屋川市というのは非常に努力をなされて、大阪府が出してきた統一の保険料が高過ぎるので、市独自にお金を入れて、保険料を引き下げてきたということを繰り返し周知をされています。こういう周知の努力を行っていただきたいと申し上げます。

もう時間ない。地域猫のこと、ごめんね、せっかく答弁用意してくださっていたのに、また次の機会にでもしたいと思います。

時間ですので終わります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。大阪維新の会、谷崎整史でございます。

まず一つ、四つございまして、一つ、各種委員会等の開催の通知、会議録の開示、また、傍聴の申込みの簡略化についてと質問しております。

内容は、町内の会議体、委員会での傍聴など、公開開催の可能なものはどれほどあるのか。また、その周知と会議録の開示の方法についてどうなっているかを教えていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、傍聴など公開開催の可能なものについては、企画地方創生担当が9月に令和5年4月から8月末までの期間に実施された会議について、全庁的な実態把握調査を行いましたところ、15件となりました。

また、次に本町では各種会議の設置につきましては、それぞれの会議を所管する担当部局、議会事務局、教育委員会、行政部局が責任を持って、その会議の設置から運営、周知、会議録の開示に至るまで全般を担っております。

これまで企画地方創生担当では、広報担当として会議開催のお知らせなどをホームページやSNSなどに掲載するよう各担当部局に対してお願いをしております。

また、会議録につきましても、担当部局が責任を持って、開催後、速やかに公開するようお願いしているところでございます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 数年前にも申し上げたのですが、傍聴できる会議体の議会への通知とか、非常に遅れる場合があるとか、あるいはお知らせのない、明確になっていない場合があるということで、住民周知、あるいは他部局への周知も徹底をいただきたいと思います。

ここで行政が答えました担当部局というのは、議会と行政と教育委員会ということらしいのですが、行政の中の様々な部署についても十分把握されるところが企画であると思いますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に、傍聴の手続の簡略化ですが、私ども傍聴に参りまして、急なお知らせがあった場合に行くのですが、何日か前までに手続せよとか、いろいろ手続の違う場合がございますので、それについて、簡略化について伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では各種委員会などについては原則公開を基本としており、岬町議会傍聴規則に準じて実施しております。我々行政部局では、傍聴者には会議の傍聴に当たっての注意事項を配布し、受付時に住所、氏名などを記載いただいております。

今後は開かれた会議の実現を目指して、傍聴しやすい環境づくりに努めたいと考えてございます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 十分な周知と傍聴手続の簡略化を各部局でお願いしたいと思います。

次に、先ほどから中原議員がいろいろ質問しておられますが、9月にも申し上げましたが、シルバー人材センターに対する町の管理の在り方についてでございます。

府の指導を受け、12月2日、明日、対応方針等の説明を会員に通知しておりまして、一般の方も参加できると理事長からは聞いております。府を通じて国費と町の会計からそれぞれ1,000万円近く、年間2,000万円投入する団体の在り方に対する町の関わりが従来どおりでよいとするのか、非常に疑問に思うところでございます。

団体会計に関する報告は議会にも個別になされるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご答弁させていただきます。

岬町が補助金を交付している団体としまして、その団体の決算状況を把握するために、議会にも個別に報告がなされるべきではないかとおっしゃられるのも理解できないわけではありません

が、議会に報告するのではなく、補助金に係る関係書類については、情報公開請求もしくは議員からの資料要求に、その都度、対応させていただくことでご理解をお願いしたいと思います。その中で決算の状況の把握をお願いしたいと思っております。

また、補助金の関係書類以外、当センターの決算に係る書類につきましては、当センター定款の定めにより、事業報告及び決算に係る書類は定時総会において承認を得た後、事務所に備え置き、一般の供覧に供することとなっておりますので、当センターへお問い合わせください。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 情報公開の請求や資料請求をせよということですがけれども、町が町のお金を出す、また、国のお金も入っているという団体について、一般的に公益性のある団体というのは遊休財産、あるいは目的のはっきりしない財産を、毎年度、それほど多く残すべきではないという指導が国から出ているはずでございます。そういうところを鑑みて、町の出資、出捐あるいは事業補助、補助金を出す団体については、十分会計の明示、開示をされて、かつ、示す機会を設けるということが大事であると思うのです。例えば道の駅の契約をしているところとか、ほかにいろいろな事業について報告がございますけれども、肝心なお金を出している、出資あるいは事業補助している団体についての報告というのはなかなかないわけですね。社会福祉協議会、シルバー人材センター等々いろいろあると思っておりますけれども、そういうものについて、もう少し、先ほど中原議員のご指摘にもありましたが、いろいろな問題が懸念されないように十分報告、チェックされる、情報公開を自分で探せ、あるいは資料請求しなさいという立場ではなく、町が事業補助している団体あるいは出捐、出資している団体についての会計を十分把握して、報告するという体制をつくるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、おっしゃられましたように、本町としましては、岬町の補助金を交付させていただいてるものでございます。毎年度、議会で決算認定していただいております。その決算認定の中で説明を求められた場合には、対応させていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 町の決算書というのは非常に分かりにくいですね。民間と違って、対前年比も過去比較も何もございませんので、そういう形式になっております。事業単体、あるいは出資、あるいは事業補助した団体について、特に説明を求めた場合は、何らかの事業委員会とかいろんな小委員会で十分お答えいただける余裕はあるということによろしいのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

その補助金の執行状況について、関わる部分について、そういった説明を求められた場合につきましては、しっかりと説明をさせていただこうと思っております。その内容にその団体の決算状況も必要だというのであれば、その点についても対応をしていきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 よろしくお願ひ申し上げます。

町が率先して行っている事業とか、率先して重大な契約した事業については、特別な報告はいろいろあるわけですね。ところが、いろいろ補助金を出している大きな団体とか、こういうふうになつて問題になつた団体については、これからも十分見ていく機会が議会としても必要であろうかと思ひます。それは決して決算報告だけではないと思ひますね。決算報告書の中では埋没してしまひますので、端的に議会としても目をつけて取り組んでいきたいと一議員として思ひますので、ご対応よろしくお願ひしますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

資料請求の件だと思ひますけれども、先ほど中原議員さんのときにも申し上げましたけれども、管理監督はあくまで都道府県知事にある。その下部組織として大シ協があるというふうになつておるわけなんですけれども、それ以外で町が補助金を出している関係上、恐らく理事会などで資料は出てくると思ひていますがけれども、そういう大事な資料の請求があれば、町のほうから請求をして、議会にお示しすることはやぶさかでないと思ひておひます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 そういうふうになつて今後十分な対応、町のお金の使い道、そういうものを非常に大事にさせていただきたいと思ひます。

このシルバーの件については、また追つて、明日の結果を聞いて、また次の機会にもいろいろ伺いたいと思ひます。

次に、防犯カメラのプッシュ型設置と、もう一つは、庁舎内外への状況記録カメラの設置についてということで伺いたいと思ひます。

地域要望の防犯カメラの設置を進めておられますが、犯罪発生箇所や予防保安を要する箇所に先導的に防犯カメラの設置を進めるべきであると思ひますが、現在の設置状況をご説明いただければと思ひます。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域における防犯カメラの設置状況について、現状についてご説明いたします。

本町における岬町自治区に対する防犯カメラ設置補助金の申請は自治区単位を対象としております。令和3年度及び令和4年度の申請はなく、本年4月から10月までの間におきましても、申請された件数は現時点ではございません。

なお、本補助制度についてのお問合せは複数の自治区からいただいております。

引き続きまして、本町が所管する防犯カメラ設置の現状についてご説明いたします。

令和2年度に本町が所管する防犯カメラを町内5か所に設置し、運用しております。これらを設置した経緯といたしましては、令和元年に当時の泉南警察署長から田代町長に対し、防犯カメラの設置についての要望があったことから、本町が管理する防犯カメラ設置の必要性につきまして検討を重ねた上で、住民の安全・安心に寄与することを目的として設置に至ったものでございます。

また、その設置箇所の選定に当たりましては、泉南警察署と協議を重ね、犯罪の可能性のある箇所についての意見や情報を基に設置しております。

なお、この防犯カメラの稼働に際しまして、住民の皆さんが心配されることへの対応に配慮する必要があると考えております。それは設置目的が住民の安全・安心のためとはいえ、ふだんの行動が常に監視されているのではないかと、あるいは、撮影された画像が防犯の用途以外に利用されるのではないかなど、個人のプライバシーが侵害されることへの抵抗感があると考えられます。そのため、実際に防犯カメラを設置する際には、撮影時に写り込む可能性のある範囲に居住される全ての世帯に、防犯カメラの設置目的の説明とともに撮影される画像のイメージも示しながら理解を求めています。この方法は設置までに時間を要する可能性がありますが、今後も防犯カメラを設置する際には引き続き実施し、本町が強制的に、または高圧的に設置することのないよう心がけてまいります。

また、防犯カメラの機能につきましても、プライバシー保護のための配慮を講じております。遠隔操作が可能な機器を設置すれば、リアルタイムでの現場の状況把握や撮影されている画像の確認などを離れた場所からでも容易にモニタリングすることができます。しかしながら、防犯カメラをインターネット回線に接続して遠隔操作を前提に機器を構成すれば、昨今の防犯カメラの第三者による乗っ取りが生じるおそれがございます。そうなりますと、住民のプライバシー保護

に支障を来すことも予想されますので、本町が設置している防犯カメラはインターネット回線を通じた遠隔操作には対応しておりません。

画像の確認が必要となった場合には、防犯カメラ設置場所へ直接に赴いて、カメラ本体に記録されている暗号化された映像情報を閲覧、抽出するための専用ソフトがインストールされた防犯カメラの画像確認専用のパソコンへ無線LANで画像データを転送し、内容を確認できるようにしております。これにより、住民のプライバシーがみだりに外部へ流出することを回避できていると考えております。

なお、この防犯カメラに記録される画像は最長30日までとなっており、その後は新しい画像が上書きされていくこととなっております。

この防犯カメラの運用に関しましては、本町と泉南警察署との間で協議し、岬町無線通信式防犯カメラの運用管理に関する協定書を交わし、その中におきまして、泉南警察署長は犯罪捜査のため、もしくは個人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、岬町長に対しその理由を告げ、承認を行った上で画像を閲覧することとしております。

また、夜間、休日等につきましては、先の条件を満たすことが認められ、緊急に対応する必要があり、やむを得ないと認められる場合には、事後承認によることも可能としております。

こちら最近の画像の閲覧例といたしましては、本年7月に発生いたしましたコンビニ強盗に關しての利用がございました。

現在のところ、警察からの防犯カメラ増設につきましては、具体的な要望はございませんが、今後は防犯上で重要な箇所などの情報を自治区及び警察と相談、協議し、必要に応じて設置の検討をしてみたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 町に設置されている防犯カメラについては、地域の要望のものはSDカードであって、上書きしていった、その場で何かあるたびにSDカードをチェックすると。町で警察要望でつけたものは、記録していて、その現場でダウンロードできるが、決してみんな中央集管的に管理しているものではないと。だから常時監視しているものではないという、その辺をもう少し住民にPRして、設置を促したほうがより犯罪予防にもなると思います。何かつけていることによって常時監視されているのではないか、のぞき見されているのではないかという懸念が多くて、防犯カメラに対する拒否反応が出ていると思いますので、決して集中管理しているものではないと。警察の要望でつけて、事故があるたびに警察がダウンロードして、チェックして、それを町

が了解していると、きちんと報告を受けていると、そういうことを明確に説明していただきたいと思います。いろんな犯罪があっても、やはり何を映されるか分からないからという反対意見が出るのですけれども、決して集中管理しているのではないという点を明確に説明されるべきだと思います。

もう一つ、庁舎の内外への状況を記録する意味で、同じようなこういうカメラを設置していくべきではないかと私は思っています。近年、いろいろな庁舎内での周辺の事故や庁舎内外でのいろいろな動き、もし事故があった場合、そういうものを事後的に記録を取り上げて精査できる、そういう状況を設けておくべきではないかと思うのですが、庁舎の内外についてのそういう記録カメラの設置についてどうお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 近年、公正な職務の執行を確保するとともに、不当要求行為や行政対象暴力に対する窓口対応職員の安全、健康を守り、不当・違法行為に対する法的な対応を行うための記録として、庁舎内に録画・録音装置を設置する自治体が増えております。

録画・録音装置の設置は不当・違法行為の抑制につながるとともに、客観的な証拠としての記録化につながるものではありませんが、その一方で、被撮影者のプライバシー権等の基本的人権にも配慮する必要があるがございますので、先進事例も調査し、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、現在、庁舎の休日・夜間は守衛2名により管理を行っておりますが、よりセキュリティを高めるため、敷地内の防犯カメラの設置も検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 積極的に考えていただきたいと思います。

特に被撮影者のプライバシー権等の基本的人権に配慮すると言われておりますが、公共の場において個人の画像が撮られるということは、それほどこだわる必要があるのかなというふうに非常に物の見方ですね、それともう一つは、先ほども申し上げました中央集中的なものではなく、何らかの懸案の事案がある場合に、事後に見られるものでありますので、公共性の維持のために、ぜひそういう公共的な、住民の方が入られて対応される場において、執務室を撮れといっているのではないのですから、通路あるいはフロアを十分記録に残しておいて、事故のないように努めていただきたいと思いますが、さらに検討を進めていただきたいと思います。

最後に、淡輪保育所への車両転落事故の防止柵の設置についてでございます。

令和3年9月の定例会において質問いたしました淡輪保育所の車両の事故に対する危険性につ

いて、9月28日、車両事故が発生いたしました。対人転落防止柵のみではなく、淡輪の畑山線という道路ですね、段差下にある保育所の運動場、遊具で遊ぶ園児を保護するための車両の転落を防護するガードが必要であると考えておりますが、対策の検討状況、あるいは過去の検討状況はいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和3年9月の定例会におきましてご答弁を行いました。通学道路における交通安全のさらなる確保をするための合同点検による淡輪保育所付近の防護柵設置の検討結果につきまして、お答えさせていただきます。

まずは通学道路の合同点検の流れをご説明させていただきます。

通学路として安全対策の必要と思われる場所の抽出を学校側で行います。次に、抽出された安全対策が必要と思われる場所を合同で点検を行い、対策が必要な場所の決定を行います。次に、合同点検により決定された場所の安全対策を実施することになっております。合同点検の流れに基づき、令和3年9月2日に教育委員会、学校、地元警察と岬町道路管理者の担当で実施をしました。

合同点検の結果としましては、議員お示しの淡輪保育所付近の防護柵設置の必要性はないと判断されたことから、防護柵の設置は行いませんでした。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 現場の学校の声とか現地調査ということですが、今までの事故例がどのようながあるかとか、今回の事故を反映して、今後検討していただきたいと思います。段差下で非常に危険な状況であったということをお述べさせていただいて、今回、実際に落ちかけてしまった事故が発生しております。車両が落ちかけてしまったと。こういうのを受けて、今後、どういうふうに対策されていくのか、検討をされているか、検討状況をお示し願いたい。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 9月28日の事故が発生したことを受けて、町として何かの対策を考えているのかというご質問だと思いますので、ご質問にお答えさせていただきます。

淡輪保育所のフェンスに車両が追突したとの情報は聞いておりましたが、さきにご答弁を差し上げました合同点検の結果もあり、また、保育所の侵入防止のためのフェンスでもあったため、特に対策は考えておりませんでした。

しかし、10月14日の淡輪保育所で行われた運動会に田代町長が出席されており、ちょうど

畑山線側のフェンス沿いに保護者の方々が運動会を見学されており、その背後を救急車両などが通行していたことから、今後も9月28日に起きたように、ほぼ直線の道路でも運転を誤り、事故を起こす可能性を否定できないことから、田代町長は町道を通行する児童などの歩行者と車両分離ができるように担当課へ指示を出されています。その指示と併せて、議員お示しの防護柵などを実現できるよう、担当課において、現在、道路の構造などを検討しているところでございます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 さすが田代町長のリーダーシップのある取組で、ほかの事案に対してもこういう取組をしていただきたいと思います。

以前、和歌山市の水管橋事故というのがございまして、何年か前に和歌山市議会議員が懸念を示したが、放置されて水管橋事故になったと。今回も個人的に住民の方で一部の方で危ういと思っていたところ、よく気づいていただいたと思います。

今後、こういう事故の例も生かして、道路のそういう事故事例を十分収集いただいて、今後の災害、あるいは未然防止にお努めいただきたいと思います。

ただ、現場は各年度で人が変わりますので、見た感じで問題ないと思われるところもあるかもしれませんが、そういう事故事例というものの反映が非常に重要であるかと思っておりますので、よろしく取り組んでいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 自由民主党の道工晴久でございます。議長のお許しを得ましたので、令和5年第4回定例会で一般質問をさせていただきます。

私の大好きな岬町は、自然豊かで人情味あふれるすばらしい町であります。田代町長も住民の思いを形にするため、日夜、精いっぱい頑張っていただいていることに関しまして敬意を表したいと思います。

私は第3回9月の定例会におきましても、第1次産業について一般質問をさせていただきましたが、岬町は商業区域も少なく、これからの産業はやはり第1次産業に力を傾注していかなければならないと考えております。

そこで、森林環境税についてお伺いをいたしたいと思います。

森林環境税は森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、個人住民税均等割に2024年度から1人当たり1,000円を上乗せして課される税金であると伺っておりますが、

私たちの暮らしを守るためには、適切な森林の整備などを進めていくことが欠かせないというものにつきましては間違いではないと考えております。

一方で、所有者や境界が分からない森林が増加していることや、担い手が不足しているなどの大きな課題があるのも事実だと思っております。町として現状の森林はどのような状態であるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えをいたします。

本町の森林面積は全体で3,531ヘクタールあり、本町は町全体の面積のうち、およそ72%が森林となっております。

森林の内訳といたしましては、国有林面積が112ヘクタールで、民有林面積が残りの3,419ヘクタールとなります。

また、民有林面積のうち植林された人工林の面積は1,287ヘクタールで、全体の森林面積のうち植林された人工林面積の割合は約36%となっております。

以上が本町の森林の状況となりますが、本町でも他の市町と同様に、森林の所有状況や境界が分からない森林の増加や人工林におきましては、林業に従事する者の高齢化や担い手がないなどの人材不足が大きな課題となっており、維持管理が行き届かなくなっている人工林が増加している現状にあるものと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、お聞かせいただいたように、本当に民有林の面積が大きい。私も山間部によく、青少年の森にはよく行かせていただきますが、本当山の中に入っていけない。通路そのものも古い木が倒れて通行できないような状況、山から土砂が流れて車も通りにくい状況、こういう状況がかなり淡輪地区を見ましても見かけられます。

特にそういった面でこれからしっかりと対応をしていただきたいと思いますのですが、温室効果ガスの排出削減とか災害の防止など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、大阪府や市町村が実施する森林の整備、また、その促進をさせるためにこの森林環境税がつくられたと伺っておりますけれども、町としてこの税の捉え方はどういうふうにお考えになっているのか、その辺をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 道工議員のご質問にお答えをさせていただきます。

森林環境税は平成30年5月に成立の森林経営管理法を踏まえまして、パリ協定の枠組みの下

に、平成31年度、地方税制改正において創設されたものでございます。この森林環境税の創設によりまして、必要な地方財源を安定的に確保できるものと考えておりまして、本町におきましても、制度創設の趣旨であります我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備などが推進できるものと考えてございます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 森林環境税そのもの、我々自体にとってはありがたいと思いますが、特に1人1,000円ということなのですが、これは国税ですよね。1,000円の配分については、一旦、国税ですから国に納めて、大阪府、いわゆる都道府県を通じて市町村に配分されるということですから、丸々1,000円は岬町には入ってこないと思いますが、その辺の配分比率というのはどうなっているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にご答弁をさせていただきます。

森林環境税は令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いまして、先ほどご紹介ありましたとおり、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収されることとなります。

なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から個人住民税の均等割に年間1,000円が加算されておりましたが、令和5年度をもって廃止となります。それに代わりまして、令和6年度から新たに森林環境税として同額が賦課徴収されることとなりますので、住民の皆様がご負担する税額につきましては、従来どおりで変更ございません。

また、賦課徴収されました税収につきましては、都道府県を経由して全額が国の交付税及び譲与税配付金特別会計において収入され、その全額が都道府県及び市町村に譲与税として配分される仕組みとなっております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 1人1,000円ということですから、おぎゃあと生まれた子どもも納税の基準日に基づいては1,000円を税としてお支払いするということになるのでしょうか。確認のためお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にご答弁をさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、森林環境税は個人住民税均等割の枠組みを用いて課税される税であることから、あくまで課税対象となりますのは、個人住民税均等割が課税される一定以上の所得のある方が対象になります。したがって、ご質問の生まれたての子どもにつきましては、通

常、一定の所得がないと考えられますので、課税の対象ではございません。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 個人住民税が均等割が課されている一定所得のある者ということですので、それはそれでよかったなと思っております。

次に、要はその森林環境税を頂いた各市町村の使い方についてお伺いしたいと思いますけれども、この地方譲与税制度に基づいて実施されるというふうに伺っておりますが、そのシステム的にはどうなっていくのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご質問にご答弁をさせていただきます。

森林環境譲与税は喫緊の課題であります森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期も踏まえ、令和元年度から税の賦課徴収の開始から先だって譲与が開始されたものでございます。

市町村や都道府県に対する譲与基準につきましては、私有林・人工林面積が50%、林業就業者数が20%及び人口が30%による客観的な基準で案分して譲与されております。

なお、この基準につきましては、都市部に多く配分されているという現状を踏まえまして、配分割合の見直しが検討されており、私有林・人工林の面積の割合を引き上げる一方で、人口割合を引き下げる方向で検討されていると聞き及んでございます。

また、市町村と都道府県との配分割合につきましては、経過措置がございまして、当初は令和元年度は市町村8割、都道府県2割となっておりますが、これが段階的に市町村分の割合が増加され、令和6年度以降は市町村9割、都道府県1割となる仕組みとなっております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 9割が市町村にということで、都道府県、大阪府に仮に1割入って、その金どうして使うのかな。大阪府にいろんなことを言ってもなかなかやってくれない、結果は市町村でやらないといけない、こういうことが数多く出ていますよね。その辺、また大阪府にもしっかりと働きかけていかなきゃいけないと思っております。

それで、特に頂いた譲与税の使い方、市町村に委ねられているのは、森林に関する問題は国単位でなく、より現場と密接した市町村が主体となることが理想的ですよね。岬町としては、その使い道をどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本町での森林環境譲与税の使い道のこれまでの実績についてご紹介させていただきます。
令和2年度は、森林整備を効果的に行うための森林整備方針の作成をいたしました。そして、
令和3年度は近畿自然歩道の危険木の伐採を、令和4年度は木材を利用して観光案内看板の整備
をしたり、植林された森林の間伐工事などを実施してまいりました。

また、本年度は近畿自然歩道など登山道の安全確保など、優先度の高い町内森林の危険木伐採
の実施と、本町全域の森林整備の優先度を中長期的に検討するための森林区分調査及び森林整備
実施方針を作成しているところとなっております。

来年度は道の駅みさきに隣接する稻荷池周辺で、道の駅利用者に休憩していただけますように、
木材利用の促進の観点から休憩施設を設置し、良好な景観形成を図る予定としていますとともに、
優先度の高い町内森林の危険木伐採などを継続して実施してまいりたいと考えております。

加えて、現在、課題となっております森林の所有状況や境界が分からないといった声に対応す
るため、町として林地台帳を整備し、備えておく必要があると考えておりますので、基金を活用
して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、ご説明いただきましたが、令和5年度には森林区分調査及び森林整備実施方
針を作成するということですが、今年度中にこれが出来上がるのですか、再度、確認させてくだ
さい。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 森林区分調査及び森林整備実施方針作成の状況につきましては、令和5年
9月に令和6年3月15日までを履行期間として業務委託契約を既に締結しております。そして、
現在、実施中ということになってございます。

業務の概要を説明いたしますと、まず、森林区分調査において、大阪府森林整備指針に基づい
て資源循環林、広葉樹林の誘導・転換、資源管理林、自然遷移林などに区域区分して、森林経営
管理制度に基づいた区分であります森林経営に適した森林、適さない森林も合わせて見合わせな
がら区域区分をするものでございます。

次に、森林整備実施方針作成では、森林区分調査のゾーニング区分の検討結果を踏まえて、山
地災害のおそれのある危険箇所の抽出結果、本町の森林に関する資料を踏まえて、中長期的な森
林整備実施方針を作成するものとなっております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、ご説明をいただきました。本当に大変な事業だと思います。期日までにしつ

かりと頑張ってください、実施計画をつくっていただきますようお願いしておきたいと思
います。

特に私は町内の山間部は、冒頭に申し上げたように、本当に荒れ放題なんですね。私の子ども
時分には淡輪周辺もマツタケがたくさん生えました。私の身内もマツタケ山をするぐらいマツタ
ケが生えた。今は松の落ち葉や枯れた草木で30センチぐらい堆積していますよね。マツタケな
んて全く生えるような状況でもない。こういった状況の中で、本当に森林環境譲与税を使って、
山間部の整備ができるのかなと、私は心配しています。大変な仕事ですよ、これは。まして、こ
れだけ大きな山間部の面積を有する岬町でこれをやり遂げようと思えば、よくテレビなどでもや
っていますよね、山間部へ移住して、いろんな木材を利用してものを作ったりし、地域の人と一
緒になって頑張っている、そうした移住された方のニュースも聞きますけれども、本当に
やろうという意欲に燃えた人じゃなかったら、なかなかこれはでき得ない大変な仕事なのですが、
この辺、担当部局として、本当に何年かかるか知りませんが、この譲与税を使って整備を
できるとお考えになっているのかどうか、一度その辺の腹の底を聞かせていただきたいと思うの
ですが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えさせていただきます。

本町は約72%が森林面積ということでございますので、それは壮大なお話になるかと思いま
すけれども、まずは譲与税の使い道におきましては、市町村においては間伐や人材育成、担い手
の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられるとされ
ております。この制度創設による森林環境譲与税の活用目的といたしましては、これまで十分
に行われなかった山村地域の森林の整備を進展することができるようになったことに加え、都市
部では山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り
組むことで、都市住民の森林林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることを期待さ
れておりますので、本町といたしましても、この譲与税の活用目的に沿った取組を推進してまい
りたいと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 担当の方がしっかり頑張るとおっしゃっていただいていますので、ひとつ頑張っ
ていただきたいと思えますけれども、この問題について少し町長にお伺いしたいと思います。

特に民有林3,419ヘクタールもある。こういった広大な面積、森林整備の考え方等を本当
にしっかりとやっていかなければいけないと思えますけれども、私は現時点の町のスタッフでは

とてもこれはでき得ない。実質やろうと思えば、担当部署をきちんと整備して、これを成し遂げないと絶対にできない、片手間ではできる事業ではありません。特に民有地ですから、これからそれぞれの所有者調べから境界明示まで行って、そして、同意をもらって山間部の整備をしていくというのは大変な事業であります、この辺、町長として人材の確保も含めてお考えをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど森林環境譲与税については、各担当のほうから説明をしたとおりでございます。おっしゃるのは、今後、岬町の森林の整備、また、森林を使つての町の活性化を図るのにどうしたらいいのかということの厳しいご指摘をいただきました。まさしく岬町は、先ほど担当からも話があったように、全体の面積の72%が森林でございますので、相当な腹をくくってやらないと、なかなかこの森林環境譲与税の使い道というのをおろそかにしてしまうんじゃないかなという懸念もしております。

しかし、そんな中で、今回の譲与税の中には、市町村が新たに林務担当者の雇用とか、アドバイザーとか、そういったことにも補助金、そういった譲与税の中で使えるという名目もありますので、そういったことを踏まえて、今後は町の所有者で構成します林業活性化地区推進協議会というものがございます。そこと十分連携を取って、そして、おっしゃるように庁舎内にもそういった課なりを構成して、そこへ担当を充実させる方法もあるのかなと、このように思っております。

今、唐突に質問いただいたので、これという案はまだ持ち合わせないんですけども、今後、各担当も含めて十分協議した中で、今後の森林譲与税の使い道について、どういう方法で使っていくかを検討してまいりたいと、このように思っております。

私も今、全国町村会の大阪府の町村会の会長をしてる手前上、現在、全国町村会の農林水産の担当のほうへ所属しておりますので、十分その辺ももっと勉強して、そして、できるだけ有効な使い道を検討してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長のほうからかなり突っ込んだお話もいただきました。ぜひとも行政主導でしっかりとこの森林の整備につきましたは促進していただきますように強く求めて、この件につきましたは終わりたいと思います。

次に、農地の活用についてお伺いいたします。

先ほど奥野議員もこの点について質問されておりましたが、農業をやろうとする人が本当に少なくなり、先祖の田畑を子どもたちが守っていけないから、相続するのは嫌だと、相続放棄する、こういった事案が多く出てきておりますが、このような事案を町としてどのように捉えておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

本町の地勢は山林が多く面積を占め、平地に乏しい状況であります。町内にまとまった農地は少ない状況にありまして、農家においては、農家数が年々減少してきており、専業農家や販売農家の割合は非常に少なく、自給的農家がほとんどを占めているといった状況となっております。

そんな中で、高齢化や少子化による担い手不足などの課題により、農地を所有する皆さんは農地の相続など、農地を適正に維持管理していくこと自体が深刻な悩みとなっており、耕作放棄地が増加している現状にあり、これらに少しでも歯止めがかけられるよう対策を講じていくことが重要であると考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 担当理事のほうからお答えいただきました。本当に農地の問題は大変な、先ほどの山林の整備も含めまして、第1次産業がいかにか遅れていたかというところが分かると思ひます。

そこで、相続しても農業をやらない方々が多くなって、耕作放棄地が町内にたくさんある、その田畑の活用を、町として何か活用する方法をお考えになっておられるのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

本町では、現在、こうした課題を解消するために、みさき農とみどりの活性化構想により、活性化するための7つの戦略プロジェクトを整理して、新たなみさき公園の整備や農業公園の検討などの拠点整備のほか、特産品の開発や農業委員会の皆さんと連携した新規就農者への支援や、遊休地の解消の対策などの活性化の取組を進めているところとなっております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ぜひともその辺の整備をひとつお願いしておきたいと思ひます。

これ以上、耕作放棄地が増えてまいりますと、町内が本当に、先ほどの奥野議員ではないです

が、黄色い花が咲いているということで、どの道を通りましても、そういう光景が目当たりで見えます。やはり町としてしっかりとこの辺を捉えていただいて、町の対策を頑張ってください。

我々がよく相談を受けるのは、先ほど申し上げましたように、自分のところでこの田畑を持つのは嫌だと、何とかしてほしいということがよくあるのですが、町としてそういう田畑をもらってあげるということはできるのですか、できないのですか、お聞かせください。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

土地の寄附のお話かなというふうに受け止めましたけども、それは地目関係なしに、何か町として実施する事業に必要だとか、そういう必要性があれば、購入も含めて対策を講じていくということになりますけれども、ご質問のお話でありますと、所有者が保管していくのが大変だからということで引き取るというお話かと思うんですけども、その点につきましては、現状の中ではちょっとお受けいたしかねるかなというところであります。これは全国的な課題でもありますので、国でも把握しておるところと思いますし、何かの対策を考えているところではないかなというふうに担当として受け止めております。そういうことで国から何か示されるものがあれば、対応していけることになるかもしれないなど、そんなふうにも思ったりしています。今のところはちょっとその方策はないかなというふうにお答えさせていただきます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 なかなかそういう問題については難しいということは十分理解もしておりますが、私は特に町が考えている農業公園の構想、この区域内でかなりあります。これをやるのだったら町にもらってほしい。そういう区域だったら、そのときには多分もらっていただけるのではないかと期待を持っていますけれども、やはりいろんな方面からひとつお考えいただいて、これの対応について、頑張って町としての一つの目安というものを持っていただければと思うのですが、最後に町長にまたお聞きさせていただきますけれども、ただいま今後の農業振興についての考え方を担当者からお聞かせいただきました。町長として本町の今後の農業への思いや農業振興策についてお考えがあれば、お聞かせください。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

先ほどの林業の問題にしる、田畑にしても、同じことが言えるのかな。人口減少はともかく、高齢化して跡を継ぐ後継者がなかなかなくなっているというところで、放置農家の方はたく

さんいてはるのかなと思っております。

そんな中で、岬町としては農業政策、また、林業政策含めて、また、漁業政策も含めて、これを含めた中で、今現在、農とみどりの構想を立てております。その基本構想がもうまとまっておりますので、あとは基本計画をどうしていくのか、計画の段階に入ってきております。

とりわけ、みさき公園がああいう状況になって、農業公園を進めておったんですけども、とりあえずみさき公園を最優先に、先に事業化を進めていくということになったもので、ちょっと遅れているのかなというふうには思っております。

そんな中で、今後は、1次産業もそうですけども、やっぱり6次産業、そういった加工も含めた中で、今後、検討していかなければならない。そのためにはやっぱり農業従事者をできるだけ岬町に呼び込む、言わば定住人口の増加ということ、担い手の増加ということをやっぱり検討する必要があるのかな、このように思っております。

そんな中で、今、地方創生のほうで計画をしておるのは、いろんなあらゆることについて補助金制度を設けながら、支援制度といったほうがいいのか、支援制度を設けながら、岬町のそういった農業政策に取り組んでおります。

とりわけ、今は農業公園を最優先して、そしてそれに皆さん方が参加をしていただくということを考えております。私が常々からずっと持ってきておるのは、最近、自然エネルギーという形で太陽光があちらこちらに、例えば田畑に太陽光が建設されたり、また、山のところに太陽光が設置されたりしております。岬町は緑豊かな自然の環境の町でありますので、この辺もひとつやはり区域をしっかりと条例化して、そしてこの部分は太陽光はできないよというような厳しい条例もつけていかないと、自然エネルギーのそういった事業がどんどんどんどん村なか、また、森林に入り込んでいくと、岬町の本来の緑豊かな自然環境というのは危惧されてくるんじゃないかな思っておりますので、そういったことも併せて、今後、検討していかなきゃならないと思っておりますので、まず、農業振興については、そういった意味で参加できる人たちをできるだけ多く増やしていく、また、そういう手を挙げてもらう人たちをPRをして、岬町の田畑をうまく活用していただく、これは農業委員会とも十分相談しながらやっていく必要があるのかなと思っておりますので、しっかりと、今、担当が申し上げたとおりの、農業振興についても、林業振興についても、水産振興にしても、同じような立場で考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ひとつ、今、町長がおっしゃっていただいたように、しっかりと物事を捉えてい

ただ、特に私はこの農業公園については、早く住民の方々にこの事業のPRをしておかないといけないと思うんですね。農業公園を予定されていると思われる区域、私もまだ定かではありませんけれども、その区域にも太陽光がある。これではやはりちょっといかがなものかなと思いますし、ひとつ町を挙げて、先ほど来、林業も含めまして、しっかりと腰を据えてこの1次産業の取組について町として対応していただくように強く求めて、一般質問を終わりたいと思います。

○竹原伸晃議長 道工晴久君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。再開は、10分程度取りたいと思いますので、14時50分をお願いいたします。

(午後 2時38分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

まず最初に、高齢者の健康維持のためについて質問します。

この質問の趣旨は、带状疱疹ワクチンの接種費用を助成してはどうかというものです。50歳代からリスクが高まり、80歳までに3人に1人になるという带状疱疹ですが、実際にこの带状疱疹に罹患した人にその症状を聞くと、痛みを伴う赤い発疹ができ、その痛みで夜も眠ることができないと。そういう日が何日も続くと。とにかく痛くて非常につらいとのことでした。

そこでお聞きしますが、そもそも带状疱疹とはどういうものかについてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

带状疱疹は水痘带状疱疹というウイルスに初感染、いわゆる水ぼうそうに感染した後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが年齢を重ねるにつれ、または疲労、免疫低下などにより、ウイルスが感染した神経が支配する領域の皮膚に痛みやかゆみを伴う発疹ができます。年

を重ねるにつれてリスクが高くなり、50歳代以降で罹患率が高くなるとも言われております。痛みやかゆみを伴う発疹が水ぶくれなどを経て収まった後、後遺症として数か月から数年、帯状疱疹後神経痛で痛みが残ることがあります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 年齢を重ねることによって免疫が低下してきたと、そういう状態のときに罹患するというふうにお聞きしました。

この帯状疱疹ですけれども、これを発症を予防する効果が期待されるワクチンがあるというふうに聞いています。そのワクチンについて、種類や費用などについてお聞きします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

まず、ワクチンの種類についてですが、水痘ワクチンが水ぼうそうの予防と帯状疱疹の予防の二つが適用されていることから、帯状疱疹を予防するワクチンとしまして、この水痘ワクチンと、令和2年1月から任意接種で実施されている帯状疱疹ワクチンがございます。

任意接種とは予防接種法に規定する定期の予防接種以外のことを言い、定期の予防接種は公費で接種できるのに対して、任意接種は希望をされる方が自費で接種するもので、この二つのワクチンは任意接種として実施されているワクチンでございます。

費用につきましては、水痘ワクチンの接種は1回、費用は7,000円程度からで、帯状疱疹ワクチンは2か月間隔で2回、費用は1回当たり2万円からで、合計4万円からとなっております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ワクチン接種費用、2万円が2回で4万円かかるということでした。

また、先ほどは、その痛みが治った後も数か月から数年残ることがあるというふうな答弁もございました。その痛みが抑えられるのならば、ぜひこのワクチン接種をするべきだと思いますが、では、一現況で町内ではどれぐらいの人がこのワクチンを接種しているか分かるでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

まず、全国的に実際どの程度接種されているかについては、統計資料がございませんので把握はできておりませんが、先般、町内の診療所に聞き取りを行ったところ、町内でこれまでに5名程度、帯状疱疹ワクチンを接種されたと聞いております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 正式なデータとしてはないが、町内の医療機関に問い合わせた段階で、最近で5

人が接種したということですね。この5人というのは少ないように感じますが、やはりこれは高額なワクチンというのが一つ原因かなと、それも影響しているかと考えられます。

最初にも述べましたが、50代からリスクが高まり、80歳までに3人に1人が帯状疱疹になる。この3人に1人というのは、確率としては結構高いと思いますね。それがワクチンを接種することにより効果が期待されると。その効果、どんなものがあるのか少し調べてみましたが、まず、帯状疱疹の治療が長引くと、医療費が高額になってくると。予防接種により、本人の治療費や町としての医療費が削減できる、これが一つ期待される効果。また、予防接種によって帯状疱疹の合併症を予防することができる。帯状疱疹の合併症には、神経痛、失明、聴力障害、顔面神経麻痺などがあるそうですが、それらを予防することもできるというふうにありました。ただ、この予防接種は帯状疱疹を完全に防ぐものではないので、このワクチン、予防接種をすると全く完全にかからないというものではないですが、たとえ発症しても症状が軽く済むというものだというふうにありました。

以上の観点から、本町において帯状疱疹ワクチンの接種費用を助成してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

平成28年3月、水痘ワクチンに50歳以上の者に対する帯状疱疹の効能・効果が追加され、50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防を目的に任意接種することができ、それ以降、帯状疱疹ワクチンにつきましては、平成30年3月には薬事承認され、令和2年1月から任意接種として始まったところでございます。

先月の11月9日、国においては、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の小委員会において、それぞれのワクチンの有効性や安全性などが議論されたところです。今後は帯状疱疹の感染性や重症度等も加えて、引き続き、議論する必要があるとの意見や、さらに有効性の持続期間など、新たな治験を示す必要があるとしていることから、国における議論を注視しながら、近隣市町の動向、町の財政状況も踏まえ、今後、調査研究していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 そのワクチンを接種すれば、かなり症状も抑えられるので、罹患率も低くなるということですね。これはそういうワクチンがあつて、さきほども紹介しましたが、罹患すると非常に辛い。そういう症状が緩和されるわけですから、これはぜひやはりワクチンとして接種すべきだと思うんですね。でもなかなか町内でも実際に進んでいない。やはりその一つは高額な

費用だと思うんですね。これはぜひ町として助成制度を導入すべきだと思います。

現在、国のほうでも定期接種するかどうかという検討が始まったようですが、特に岬町は高齢化率の高い町ですから、なおさらこれは町として先行して取り組むべきだと思います。

このワクチン接種費用を助成している自治体としては、兵庫県では佐用町、加美町、和歌山県の田辺市、みなべ町、白浜町、すさみ町、それから、岡山県では美作市、奈義町、西粟倉村、そして本町と友好交流都市協定を締結している岡山県美咲町が実施しています。ぜひ本町でもこのワクチン接種の費用を助成してはどうかと思うのですが、同じ質問を田代町長にお聞きします。いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 大変失礼しました。

今、言ってる带状疱疹のワクチンについては、やはり長引くということは多く聞かされておりますので、今後、財政状況もありますけれども、やはり高齢化ということもあって、できるだけ健康を維持するために検討してまいりたいと思っております。しばらく時間を頂戴したいと思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひ検討をお願いします。

次の質問に移ります。

結婚や赤ちゃんの誕生を祝うため、記念証を発行してはどうかというものですが、まず現状をお聞きしたいと思います。

最近、岬町において受け付けた婚姻届と出生届の件数はどれぐらいあったか、参考までに過去3年間のデータをお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

令和2年度の婚姻届の受理件数は35件、令和3年度は30件、令和4年度は24件となります。

また、令和2年度の出生届の受理件数は63件、令和3年の件数につきましては60件、令和4年度は48件となります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 過去3年間のデータをお聞きしました。婚姻届は令和2年が35件、令和3年が30件、令和4年24件、出生届、こちらのほうは令和2年が63件、令和3年60件、令和4

年48件ということでした。どちらも年々減少傾向にあること、数字ではっきり見ますと、総合的な少子化対策というのが喫緊の課題であるということがはっきり分かります。有効な取組を急がなければならないというふうに思いますが、ここでは岬町に婚姻届を出した時点、それから赤ちゃんの誕生、そのときに岬町オリジナルの記念証を発行して、せめてお祝いだけでも町を挙げて応援したいと考えますが、担当課のお考えはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、誰もが結婚の希望を実現し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めております。現在、本町では記念証の交付は行っておりませんが、婚姻届出時に希望があった場合には、持参のスマートフォンなどにより、職員が婚姻届を持ったお二人の写真を窓口で撮影するサービスなどを行っております。

また、子育て支援課では、出生届出時に本町のキャラクターグッズを記念品として交付してございます。

議員ご提案の記念証の発行につきましては、婚姻届、出生届を提出された皆さんの人生の門出などを祝福するため、既に実施している自治体の事例を参考にしながら、令和6年度より実施していきたいと考えてございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 現在でも岬町は届出のときにスマホで記念撮影に応じる、またはみさっきグッズのプレゼントもしていると。これも住民から喜ばれていることと思います。

この婚姻届、出生届、どちらも本人にとってはかけがえのない記念すべき日になると思います。これはぜひよろしくお願いいたします。

ちなみに先進事例としては、婚姻届について、独自のオリジナルの記念証を発行しているところですね、それは近隣では岸和田市、貝塚市、泉南市、田尻町、熊取町、それから淡路島の洲本市でも発行しております。出生届のほうは、これは関西では現在のところ京都市だけなのですが、最近では自治体オリジナルの出生届を発行する自治体が増えている傾向にあるということです。それらを参考に、ぜひ記念に残るすばらしい記念証を発行してください。

これは提案ですが、例えばデザインなど、これを若手職員からもアイデアを募集するとか、そういうのもいいかもしれませんね。どうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問です。幼児教育・保育について、町内の保育所と淡輪幼稚園の在り方を問うもので

すが、ここでは特に淡輪幼稚園について中心にお聞きしたいと思います。

まず、淡輪幼稚園の現状をお聞きします。淡輪幼稚園の現在の園児数と運営体制についてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

淡輪幼稚園の現状と運営体制につきましては、令和5年12月現在の児童数については、3歳児0人、4歳児0人、5歳児13人で、職員は5名体制、園長1名、主任1名、担任1名、支援担当1名、そして、育児休業者1名です。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 淡輪幼稚園、これは町立ですね、岬町立淡輪幼稚園の現在の園児数、3歳児が0人、4歳児も0人、5歳児が13人で、職員は5人という体制でした。これは淡輪幼稚園、町立の公立の幼稚園ですが、では町内にある私立幼稚園の現状についても、分かればお聞かせください。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、町内の私立幼稚園の現状につきましては、令和5年度、認定こども園教円幼稚園児童数は、3歳児7名、4歳児5名、5歳児11名の22名で、職員数は10名です。
令和5年度、海星幼稚園児童数は、3歳児28名、4歳児18名、5歳児14名の60人で、職員数は9名です。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 教円幼稚園、これは3歳児が7人、4歳児が5人、5歳児が11人、合計23人やね。それから海星幼稚園、ここは3歳児が28人、4歳児が18人、5歳児が14人、ここは合計60人になりますね。現状の岬町内にある公立の幼稚園と私立の幼稚園のその園児数と職員数をお聞きしました。

では、来年度の募集について、応募状況はどうなっていますか、お答えください。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 先ほどの22名、23名に変更させていただきます。どうも申し訳ございません。

来年度の淡輪幼稚園及び町内私立幼稚園の応募状況につきましては、来年度の淡輪幼稚園の応募については、現在も募集を継続しておりますが、この12月現在で3歳児2名、5歳児1名の3名です。認定こども園、教円幼稚園では2名、海星幼稚園では19名となっています。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 各幼稚園の来年度の募集状況、応募状況をお聞きしました。もう一度復唱しますと、町立の淡輪幼稚園は3歳児が2名で5歳児が1名、合計3人ですね。来年に入園を希望する応募者が3人ということですね。教円幼稚園は2人、海星幼稚園は19人ということでした。これは12月現在、今現在ということですから、今後も応募される方が増える可能性もありますが、各幼稚園それぞれ5歳児が卒園して、新しく入園する今の園児数、それを計算しますと、今のところ、淡輪幼稚園の来年度の園児は3人、教円幼稚園は14人、海星幼稚園は65人になるんですね。海星幼稚園の園児数が飛び抜けて多いのですが、これは海星幼稚園には岬町外からの園児も多いと聞いていますが、その内訳とか分かりますか。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 海星幼稚園の町内、町外の児童数ですが、現在、60名のうち町内46名、町外14名になっております。ちなみに来年度の募集者につきましては、19名のうち町内が15名、町外が4名となっております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私立ですから、町外からもたくさん来ているということでした。

先ほどの答弁の中で、町立の淡輪幼稚園の園児数の現状は13人、来年度の園児は3人とありました。そこでお聞きしますが、来年度の淡輪幼稚園の運営体制についてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 来年度の淡輪幼稚園の運営体制については、現在、淡輪幼稚園の在り方検討委員会の中で議論をしております。第1回目は検討委員会に至るまでの経過を説明し、今の岬町小学1年生に見られる子どもの傾向として、新入時からの子どもたちの特徴や非認知能力についての重要性、また、新たな淡輪幼稚園についての3つの提案として、幼稚園体制の構築、地域に根差した子育て支援の充実、さらなる幼稚園園児教育カリキュラムの構築などを提案し、新たな幼稚園の形を紹介するとともに、令和6年度の公募を行いました。さきにも述べましたが、12月現在で3歳児2名、5歳児1名の応募となっております。2回目につきましても、今現在の幼稚園プログラムの映像を基に紹介を行い、目的を持った取組に対し意見をいただいております。

今後は現在の応募状況を鑑み、次年度のプログラムの見直しを行い、その内容に見合った人員配置を行っていきたいと考えています。

これまでの淡輪幼稚園は淡輪小学校児童生徒との交流事業として合同給食を実施しています。令和5年度からは交流事業の機会を増やし、幼児教育と小学校教育の接続、いわゆるスタートカリキュラムを進めています。

今後は保育所、幼稚園間の交流、地域との交流を増やすことで、岬町における幼児教育を軸にした小学校につながる就学支援機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 園児数に応じた職員体制、それからカリキュラム、そういうのも整えていくということも大事だと思います。それも大事なのですが、園児が3人という環境が園児にとって果たして良いのかどうか、ここは慎重に検討する必要があると思います。

少し調べたのですが、淡輪幼稚園のような公立幼稚園は全国で約4,000あるそうです。私立幼稚園は約6,009か所で、現在、幼稚園に通っている子どもの約8割は私立幼稚園に在籍しているという調査結果があります。そもそも自治体には公立幼稚園を設立する義務はなく、そのため公立幼稚園がない自治体も数多くあります。

今の答弁で淡輪幼稚園の在り方検討委員会について触れられましたが、先日、淡輪幼稚園の在り方に関する住民に対するアンケート調査の結果が公表されました。これ、つい先日ですね。岬町住民に淡輪幼稚園、今後、どうすればいいと思いますかという、そういうアンケートですね。その調査の結果が公表されたのですが、その公表によりますと、アンケート調査への回答数は212件、今後の在り方についての回答で、全世代を通じて最も多かったのは、淡輪幼稚園は存続するという回答でした。これは全体の57%が存続を求めるものでした。この存続の中には、こども園を含むとありました。

では、このこども園とはどういうものか、これも少し調べてみました。こども園とは認定こども園のことで、認定こども園は都道府県が条例に基づき設定する、認定する施設で、保育所や幼稚園とは異なり、幼児教育・保育を一体的に行うことができると。今は保育所と幼稚園というのは明確に分かれていまして、例えば保育所は0歳から預けることができる、現に預かっていますね。幼稚園は3歳、4歳、5歳、年齢限定ですね。保育所に入所するためには、保護者が就労しているという、そういう条件があります。幼稚園はありません。保育所で行うのは保育で、幼稚園で行うのは教育というふうに明確な縦分けがあるんですね。そもそも所管する役所が違いますから、そういう縦分けがあると。それをこの認定こども園というのは教育と保育を一体的に行うことができるとあります。幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持っている施設となります。

特徴としては、先ほど小川次長も触れられていましたけれど、小学校児童との交流、そういう小学校の児童との交流などを通して小学校との連携を図り、円滑に小学校へ進み、教育が受けられるように教育・保育を行う、教育と保育の両方できるんですね。また、保育が必要な子どもの

ための保育時間を確保して、長時間預かることができると。また、0歳から預かったりすることもできると。保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れる。これは両親が仕事をしているというのが保育所に入る前提なのですけれど、そうでない子どもも受け入れる、就労していない保護者も利用できるというふうにあります。これが認定こども園の説明になるんですね。

これを認定こども園、今の岬町に当てはめて考えてみますと、淡輪幼稚園とそれから保育所、これを一体として柔軟に運営することができると、そういうメリットがあります。例えば運用の一つの例として、淡輪で幼稚園と保育所、近くにありますがけれども、この保育所には0歳児から3歳児までの子どもを保育すると。幼稚園には4歳児と5歳児を淡輪幼稚園で教育・保育すると。現在、淡輪保育所は子どもの人数が多くて、スペースが狭くなっていると聞いています。そのスペースが狭くなっている淡輪保育所の4歳児と5歳児が幼稚園に移ることで、淡輪保育所ではゆとりを持って保育をすることができると。また、幼稚園では少人数ではなく、多人数での教育・保育が確保されるというふうに考えます。

また、現在、国では、保護者が就労していなくても保育所に預けることができるという、これはこども誰でも通園制度というのがあるそうで、それについての、今、検討が始まっていると聞いています。このこども誰でも通園制度について、何か分かっていることがあれば教えてください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられましたこども誰でも通園制度につきましては、国において、（仮称）こども誰でも通園制度としまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定程度、10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用でき、現在ではモデル事業として全国の幾つかの自治体で実施されております。

このモデル事業の実施に併せまして、（仮称）こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討委員会が国で立ち上げられ、来年3月には取りまとめられる予定でございます。

一方、本町では、令和5年度より子育て支援の充実を図るため、子育て支援センターで実施しています一時預かり事業において、幼稚園、保育所等を利用されていない満1歳から3歳児未満の児童を対象に、3か月に一度利用できる無料クーポンを配布しております。この事業は家庭で子育てされているお父さん、お母さんの育児不安及び負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュ

することで育児への活力となること、また、育児の孤立化も防ぐことにつながり、令和5年度現時点では対象者83名中21名の方の利用をいただいております。

一時預かり事業を利用していただくことで、子育て支援センターで実施していますベビーマッサージやヨガ教室などの講座、節分、クリスマス会といった季節ごとのイベントなど、一時預かり以外の事業も知っていただくきっかけとなり、当センターの利用促進にもつながっていただければと期待をしております。

クーポンが利用できる満1歳のお誕生日を心待ちにしているとお声も頂いておりますので、1人でも多く一時預かり事業を利用していただくよう継続して取り組んでまいりたいと考えております。

この一時預かり事業は、先ほどのこども誰でも通園制度につながるものと思われまので、この制度がどのような形で本格実施されるかも含めて国の動向を注視し、調査研究してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 国が、今、検討を始めたという、仮称とおっしゃいました、こども誰でも通園制度、誰でも通園制度ですから、親が仕事している、していないとか関係なく、誰でも通園できるということですね。そのモデルケースとして、一部自治体で実証実験が、今、始まっているということでした。それが来年の3月をめどにまとめられるということは、それ以降、国から何か方針が出て、全国で同じようにするようにとの何か指示があるかもしれないということですね。となると、また保育所に入ってくる子どもが現状より増えるわけですよ。今さきほど言いました、淡輪保育所は今でもスペースが狭くなっていると。そこへもっと保育所に預けにくる、子どもさんも増えるわけですよ。だからなおさら幼稚園と保育所を一体化して、さきほど言ったみたいに分けると、幼稚園、保育所ともうまいこと回って共存できるのではないかと思うんですね。国が、今、実証実験として行っていることを岬町では既にもう始めているということでしたね。これは先行して非常に良いことだと思います。

また、岬町内で一時預かりの対象者83人のうち21人が利用しているということですね。これはすばらしいことだと思います。子育てに優しいまちづくりとして取り組んでいますけれど、まさにそのとおりだなというふうにはこれは実感できます。

私、何が言いたいかといいますと、淡輪幼稚園、来年は3人になるわけですよ。それを幼稚園としてそのまま残していくのかということなんですよ。だからそれを残すのは残すとして、それを認定こども園として残して、それで保育所と運営を一体化してやればいいのではな

いかと思うんですね。そうすることによって、伝統ある淡輪幼稚園を廃止することなく、生かしていけるというふうに思うんですね。

そうなった場合に、保育所は別に淡輪だけではなくて、深日も多奈川もありますから、4歳、5歳の保護者が幼稚園に預けたいのだったら、それも受け入れてすればいいと思うんですね、町立幼稚園ですから。というふうに淡輪幼稚園を認定こども園として存続させていってはどうかというふうに考えますが、担当課のお考えはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 今、議員のほうから淡輪幼稚園に係る認定こども園のご提案をいただきました。

まず、認定こども園とは、先ほどご提案の中でのご説明ありましたけれども、幼稚園、保育所の両方の機能を併せ持った施設ということと、ゼロ歳児から6歳児までの子どもを保育し、3歳から就学前の子どもに幼児教育を行うところでありまして、2022年4月1日、全国に9,220か所あり、大阪府が783か所となっています。

さっきも申しましたけれども、私ども教育委員会としましては、幼稚園の在り方検討委員会を開催しております。その中で、一定存続していくというところの方向性で、今、内容、プログラムを検討をして、次年度の体制に備えているところでございます。

今後、淡輪幼稚園は他機関との交流を深めることで、公立幼稚園としての役割を果たしていきたいと考えておりますが、議員ご提案の今後の就学前の児童数の推移を定められながら、保育所、淡輪小学校との連携を図ることは大事なことで、必要なことというふうに思っております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 担当課からはそういう答弁でしたが、同じ質問を田代町長にお聞きします。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 議員のご提案の認定こども園につきましては、貴重なご意見として承りたいと思っております。

近頃、小学校の環境では、小学1年生に見られる子どもの特性として、忍耐力、持続力の弱さ、自己中心的な考え方や行動、傷つきやすく、踏ん張れないなどと言われております。このことから、小学生になるまでの就学前教育として心身の発達を助長する目的から、公立幼稚園としての役割は重要であると考えております。

先ほど小川次長のほうからる説明のあったとおり、幼稚園の在り方検討会の中では、一応存続をしていくということになっておるように聞いております。

現在、多奈川小学校、深日小学校では、ご承知のとおり、小規模校を存続するために、それぞれの学校に保育所を併設し、保育機能の充実を図っており、また、少子化の影響による私立幼稚園の存続も視野に入れる必要があるかと思えます。

現在、教円幼稚園も非常に厳しい状況にあるというふう聞いておりますし、海星幼稚園も今後さらに厳しくなるのではないかとことも聞いておりますので、そういったことも視野に入れて検討する必要があるんじゃないかなと、このように思っております。

このことから、少子化は進行しておりますけども、町内の児童数は一定の児童数を確保しており、若干は増加してるのかなという感じがいたします。町全体の就学前教育の環境整備として、将来にわたって検討する必要があるかと考えております。

本町としては、小学校以降の生活の学習の基盤を培う重要な役割を担っている淡輪幼稚園を、環境整備をしながら継続してまいりたいという思いであります。

それから、先ほどの通園制度については、松井部長のほうから説明のあったとおり、子育て支援センターで既に行っておりますので、今後、それをもう少し充実していきたいなど、このように思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 淡輪幼稚園については、以前、私は通園バスについて質問いたしました。その当時は淡輪幼稚園に通う園児が数多くおられまして、通園バスの料金を無料にしたらどうかというのをここで2度にわたって提案、質問させていただきました。それが実現して、今は淡輪幼稚園の通園バスは全員無料になっているわけですが、それはそのときに応じて私が耳にした住民の要望を受けて質問したものです。

2019年から保育・幼稚園の無償化、国によってこれが始まりました。また、今、環境が大きく変わってきているんですね。そのせいもあって、公立幼稚園は少し人数が少なくなっているという影響もあるかもしれません。ぜひ住民の要望、また、住民生活を守るという立場から、環境の変化に敏速に、また、迅速対応していくこと、これを強く求めて、私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問は終了とします。

以降の一般質問は、12月5日火曜日に行うこととします。

これにて、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、来週12月5日火曜日午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時35分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年12月1日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 道 工 晴 久

議 員 谷 地 泰 平